## 目 次

はしがき

凡例
序章······
1. 制度改正の概要 <i>1</i>
2. 法改正の経緯 2
第1章 新規性喪失の例外期間の延長······ 1
I. 特許の新規性喪失の例外期間の延長 11
1. 改正の必要性 11
(1) 従来の制度 11
(2) 改正の必要性 11
2. 改正の概要 12
3. 改正条文の解説 12
(1) 特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明
について(第1項) <i>13</i>
(2) 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した
発明について(第2項) <i>13</i>
4. 他法の関連改正 <i>13</i>
5. 施行期日及び経過措置 14
(1) 施行期日 14
(2) 経過措置 15
Ⅱ. 意匠の新規性喪失の例外期間の延長 16
1. 改正の必要性 16

(1) 従来の制度 16		
(2) 改正の必要性 17		
2. 改正の概要 18		
3. 改正条文の解説 18		
(1) 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して新規	見性を喪失	EL
た意匠について (第1項) <i>19</i>		
(2) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して	新規性を	喪
失した意匠について(第2項) <i>19</i>		
4. 施行期日及び経過措置 19		
(1) 施行期日 19		
(2) 経過措置 19		
第2章 インカメラ手続の拡充		21
1. 改正の必要性 <i>21</i>		
(1) 従来の制度 21		
(2) 改正の必要性 22		
2. 改正の概要 24		
(1) 書類提出の必要性を判断するためのインカメラ手続の	導入	24
(2) インカメラ手続に専門委員が関与する制度の導入	24	
3. 改正条文の解説 24		
(1) 書類提出の必要性を判断するためのインカメラ手続の	導入	24
(2) インカメラ手続に専門委員が関与する制度の導入	26	
(3) 検証物提示への準用 27		
4. 他法の関連改正 28		
5. 施行期日及び経過措置 28		
(1) 施行期日 <i>28</i>		
(2) 経過措置 29		

第:	3章	中小企業の特許料等の一律減免・猶予制度の導入	31
	1. 改	(正の必要性 31	
	(1)	従来の制度 31	
	(2)	改正の必要性 <i>36</i>	
	2. 改	(正の概要 38	
	(1)	概要 38	
	(2)	改正に伴う審査請求料の値上げ 38	
;	3. 改	て正条文の解説 39	
	(1)	特許法 39	
	(2)	国際出願法 56	
4	4. 他	2法の関連改正 58	
	(1)	個別法の特許料等の特例の廃止 58	
	(2)	他改正事項 73	
ļ	5. 施	i行期日及び経過措置 75	
	(1)	施行期日 75	
	(2)	経過措置 <i>75</i>	
第	4章	判定制度の改善	77
	1. 改	で正の必要性 <i>77</i>	
	(1)	判定制度 77	
	(2)	書類の閲覧制限 77	
	(3)	IoTの浸透に伴う判定制度の重要性の高まり 77	
	(4)	判定に係る書類における営業秘密の取扱 78	
	(5)	営業秘密の保護による判定制度の改善 78	
	2. 改	(正の概要 78	
	(1)	営業秘密を含む判定に係る書類の閲覧制限 78	
	(2)	意匠法及び商標法における同旨の改正 79	
;	3. 改	工条文の解説 79	

		(1)	営業秘密を含	む判定に係	系る書類の閲覧制図	艮 79	
		(2)	意匠法及び商	<b>万標法におけ</b>	ける同旨の改正	80	
	4	. 旌	i行期日及び紹	<b>圣過措置</b>	82		
		(1)	施行期日	82			
		(2)	経過措置	83			
第	5	章	意匠における	優先権書類	質の電子的交換制度	度の導入	85
	1	. 改	江の必要性	85			
		(1)	従来の制度	85			
		(2)	改正の必要性	86			
	2	. 改	正の概要	86			
	3	. 改	工条文の解説	Ĺ 87			
	4	. 旌	i行期日及び縚	<b>E過措置</b>	89		
		(1)	施行期日	89			
		(2)	経過措置	89			
第	6	章	商標における	$\sigma$ 分割出願 $\sigma$	)要件強化		91
	1	. 改	[正の必要性	91			
		(1)	従来の制度	91			
		(2)	改正の必要性	E 91			
	2	. 改	江正の概要	92			
	3	. 改	江条文の解説	Ĺ <i>93</i>			
	4	. 旌	i行期日及び縚	<b>圣過措置</b>	93		
		(1)	施行期日	93			
		(2)	経過措置	94			
第	7	章	クレジットカ	ァードを利用	目した特許料等納付	寸制度の導入	95
	1	. 改	江の必要性	95			

	(1)	従来の制度 95
	(2)	改正の必要性 <i>95</i>
2	2. 改	<b>江正の概要</b> 96
3	3. 改	で正条文の解説 96
	(1)	手続特例法に根拠規定を置く必要性 97
	(2)	手続特例法第15条の3第1項の規定ぶり 97
	(3)	手続特例法新第15条の3第2項の規定ぶり 98
4	1. 施	i行期日及び経過措置 100
	(1)	施行期日 100
	(2)	経過措置 100
第8	3章	弁理士の業務追加······ 101
]	. 改	で正の必要性 <i>101</i>
	(1)	従来の制度 101
	(2)	改正の必要性 <i>102</i>
2	2. 改	(正の概要 103
	(1)	「データ」関連業務の追加 103
	(2)	「標準」関連業務の追加 104
3	3. 改	(正条文の解説 104
	(1)	「データ」関連業務の追加 104
	, ,	「標準」関連業務の追加 106
4	1. 施	5行期日及び経過措置 107
	(1)	施行期日 107
	(2)	経過措置 107
索引		

### 序 章

#### 1. 制度改正の概要

昨今、IoT(Internet of Things)の普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う、いわゆる第四次産業革命と称される変化が国内外において急速に進展している。これに伴い、企業の特許戦略をめぐる環境は大きな変化に晒されている。

具体的には、特にIoTの要となる移動体通信分野で技術の高度化が進み、また、既存の製品に、ソフトウェアによる情報処理・ネットワーク技術を組み合わせた発明が増加するにつれて、1つの製品に膨大な件数の特許が関与するようになっていることから、知的財産をめぐる権利関係が複雑化している。これにより、知らないうちに他者の特許権を侵害するおそれが高まっている。従来から、特許権等の侵害訴訟は、証拠が偏在し、かつ高度な技術的思想を扱うものであったところ、IoT時代を迎え、特許等をめぐる権利関係が更に複雑化することに鑑みれば、知財紛争処理システムの一層の拡充が必要となる。

また、近年のIoTの普及により、オープン・イノベーションを通じた新たな事業・サービスの創出につながる技術の創出に係る競争が激化しているところ、特に第四次産業革命により国際競争の激化やイノベーションの加速化が進展していることに鑑みれば、迅速かつ大胆な挑戦を行う中小・ベンチャー企業や、高い研究能力を有する大学等の知財に関する活動の促進が焦眉の課題となっている。

これらの環境変化に加え、先般の平成27年の改正以来、産業財産権をめ ぐる環境は目まぐるしく変化しており、新たな制度的課題が生じていたこ とから、これらに対応すべく、政府は、特許法、実用新案法、意匠法、商 標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律、弁理士法の改正を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」を平成30年第196回通常国会に提出した。

本改正法案に盛り込まれた特許関連法の改正内容は大きく3点ある。

第一に、中小企業による知財活用の促進を目的として、中小企業の特許 料等の一律減免・猶予制度の導入、弁理士の業務追加、新規性喪失の例外 期間の延長を行った。

第二に、知財紛争処理手続の拡充を目的として、インカメラ手続の拡充、 判定制度の改善を行った。

第三に、ユーザーの利便性向上等を目的として、クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入、意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入、商標における分割出願の要件強化を行った。

#### 2. 法改正の経緯

上記の措置を講ずるに当たっては、「未来投資戦略 2017」(平成29年6月閣議決定)や「知的財産推進計画2017」(平成29年5月知的財産戦略本部決定)により、第四次産業革命が進展する中での知的財産制度の在り方について検討を行うこととされたことを受けて、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において法制的な課題の検討が行われ、平成30年2月に、その結果を取りまとめた報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」が示され、改正の方向性が提案された。

また、同じく産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会においても、「未来投資戦略2017」において「データの不正な取得・使用・提供の禁止、(中略)知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる」とされたことを受け、データ関連業務及び標準関連業務への弁理士の関与の在り方について検討が行

われ、平成30年2月に報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」によって、改正の方向性が提案された。

今般の特許法等の改正は、これらの報告書の内容に基づくものであるが、 後述のインカメラ手続の拡充を不正競争防止法(平成5年法律第47号)に おいても措置することとしたことや、弁理士の業務に不正競争防止法に新 たに設けられるデータ類型に係る業務、そして標準規格の案の作成に関与 等することが追加されたこと等から、不正競争防止法及び工業標準化法(昭 和24年法律第185号)の改正と併せて改正が行われることとされ、「不正競 争防止法等の一部を改正する法律案」として平成30年2月27日に閣議決定 され、同日に第196回通常国会に提出された。同法案は、4月18日の衆議 院経済産業委員会における提案理由及び要旨の説明、5月11日の審議及び 採決を経て、5月15日の衆議院本会議において可決された。また、5月17 日の参議院経済産業委員会における趣旨説明、5月22日の質疑及び採決を 経て、5月23日の参議院本会議において可決・成立し、5月30日に「平成 30年法律第33号」として公布された。

【不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立・施行まで(特許法等関連)】

<産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会>

第14回小委員会 平成28年6月8日(水)

- ① 経済産業省及び内閣府における検討状況
- ② 技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用の在り方について 第15回小委員会 平成28年8月3日 (水)
- ① 有識者(法政大学デザイン工学部教授 西岡氏)からのヒアリング
- ② 企業 (戸田委員) からのヒアリング

第16回小委員会 平成28年10月11日(水)

① 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検 討会の設置について

- ② 萩原委員からのヒアリング
- ③ 有識者 (株式会社サイバー創研主幹コンサルタント 鶴原氏) からのヒアリング
- ④ 企業 (日本アイ・ビー・エム株式会社理事・知的財産部長 上野 氏) からのヒアリング
- 第17回小委員会 平成28年12月20日 (火)
- ① 有識者 (一色外国法事務弁護士事務所代表 一色氏) からのヒア リング
- ② 有識者(内田・鮫島法律事務所パートナー 鮫島氏)からのヒアリング
- ③ 知財紛争処理システムの在り方に関する検討
- 第18回小委員会 平成29年1月31日(火)
- ① 審判制度について
- ② 知財紛争処理システムの今後の方向性について
- 第19回小委員会 平成29年2月24日 (金)
- ① 我が国の知財紛争処理システムの機能強化について
- ② 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討の状況について
- 第20回小委員会 平成29年4月28日(金)
- ① 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について
- ② 第四次産業革命を踏まえた特許審査について
- ③ 第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討 第21回小委員会 平成29年6月13日(火)
- ① 知的財産推進計画2017について
- ② 日本知的財産仲裁センターからのヒアリング
- ③ 第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討 第22回小委員会 平成29年9月29日(金)
- ① 一般社団法人電子情報技術産業協会からのプレゼンテーション

- ② 一般社団法人日本経済団体連合会からのプレゼンテーション
- ③ 一般社団法人日本知的財産協会からのプレゼンテーション
- ④ 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定について

第23回小委員会 平成29年11月27日 (月)

- ① 標準必須特許を巡る課題と制度的対応について
- ② 判定制度を活用した標準必須性に係る判断について
- ③ 法改正検討事項について
- ④ 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの検討状況 について

第24回小委員会 平成29年12月26日 (火)

報告書案「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」

平成29年12月27日 (水) ~平成30年1月24日 (水)

報告書案「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直 しについて(案) に対する意見募集

#### ○委員名(50音順)

青木 玲子 九州大学理事・副学長 ※ 第16回まで

淺見 節子 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授

蘆立 順美 東北大学大学院法学研究科教授

飯田香緒里 東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授

片山 英二 阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士

※第16回まで

金子 敏哉 明治大学法学部准教授

國井 秀子 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授

東海林 保 東京地方裁判所知的財産権部総括判事 ※第21回まで

佐藤 達文 東京地方裁判所知的財産権部総括判事 ※第22回から

杉村 純子 プロメテ国際特許事務所代表弁理士

高橋 弘史 一般社団法人電子情報技術産業協会特許専門委員会委

員

パナソニック IP マネジメント株式会社先端研究・生

産技術知財部知財開発 1 課課長 ※ 第22回から

高林 龍 早稲田大学法学学術院教授 ※ 委員長

戸田 裕二 一般社団法人電子情報技術産業協会法務·知的財産権

委員会委員長

株式会社日立製作所知的財産本部兼知財ビジネス本部

長副本部長 ※第19回まで

萩原 恒昭 一般社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会企画

部会委員

凸版印刷株式会社法務本部長

長谷川英生 株式会社名南製作所取締役

春田 雄一 日本労働組合総連合会経済政策局長

別所 弘和 日本知的財産協会副理事長

本田技研工業株式会社知的財産部長

宮島 香澄 日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員

矢野恵美子 日本製薬工業協会知的財産委員会専門委員

アステラス製薬株式会社知的財産部次長

※第19回まで

山口 雅久 日本製薬工業協会知的財産委員会副委員長

中外製薬株式会社知的財産部長 ※第20回から

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

山本 敬三 京都大学大学院法学研究科教授

<産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会>

第10回小委員会 平成29年10月20日(金)

- ① 弁理士制度小委員会の当面の検討事項について
- ② 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について

第11回小委員会 平成29年12月12日 (火)

データに係る業務への弁理士の関与の在り方について

第12回小委員会 平成29年12月25日(月)

- ① 弁理士による標準・データに係る中小企業支援の在り方について
- ② 弁理士制度小委員会報告書(案)について

平成29年12月26日 (火) ~平成30年1月24日 (水)

報告書案「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について(案)」に対する意見募集

第13回小委員会 平成30年1月29日~平成30年2月14日(書面審議)

- ① パブリックコメントの結果について
- ② 弁理士制度小委員会報告書(案)について

#### ○委員名(50音順)

相澤 英孝 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ※ 委員長

蘆立 順美 東北大学大学院法学研究科教授

飯田香緒里 東京医科歯科大学統合研究機構教授

市毛由美子 日本弁護士連合会日弁連知的財産センター副委員長・ 弁護士

井上由里子 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

加藤 実 一般社団法人日本知的財産協会常務理事·花王株式会

社研究開発部門知的財產主幹

木戸 良彦 日本弁理士会副会長・弁理士

櫻井 武志 東京ブラインド工業株式会社代表取締役社長

髙倉 成男 明治大学法科大学院長

長澤 健一 キヤノン株式会社常務執行役員知的財産法務本部長

南 孝一 一般社団法人日本国際知的財産保護協会理事長

宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員

森岡 礼子 知的財産高等裁判所判事

渡邉 敬介 日本弁理士会会長・弁理士

<報告書のとりまとめから公布まで>

#### 平成30年

2月14日 産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」とりまとめ

2月15日 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」とりまとめ

2月27日 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」閣議決定

2月27日 法案第196回通常国会 提出

4月18日 衆議院経済産業委員会 提案理由及び要旨の説明

5月11日 衆議院経済産業委員会 質疑·採決

5月15日 衆議院本会議 可決

5月17日 参議院経済産業委員会 趣旨説明

5月22日 参議院経済産業委員会 質疑·採決

5月23日 参議院本会議 可決・成立

5月30日 公布 (平成30年法律第33号)

#### <施行>

- ○公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日(不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成30年政令第257号)により平成31年7月1日(令和元年7月1日)に決定)【改正法附則第1条本文関係】
- ・ 弁理士の業務追加
- ・インカメラ手続の拡充

- ・判定制度の改善
- ○公布の日から起算して10日を経過した日(平成30年6月9日)【改 正法附則第1条第2号関係】
- ・新規性喪失の例外期間の延長
- ・商標における分割出願の要件強化
- ○公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める 日(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定 める政令(平成31年政令第1号)により、平成31年4月1日に決定) 【改正法附則第1条第4号関係】
- ・中小企業等の特許料等の一律減免・猶予制度の導入
- ・クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入
- ○公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める 日(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行日を定め る政令(令和元年第13号)により、令和2年1月1日に決定)【改 正法附則第1条第5号関係】
- ・意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入

## 第1章 新規性喪失の例外期間の延長

#### I. 特許の新規性喪失の例外期間の延長

#### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

特許法(昭和34年法律第121号)上、特許を受けるためには新規性が必要とされる(同法第29条第1項)ことから、特許出願前に公開されて新規性を失った発明は、原則として特許を受けることができない。しかし、この原則を厳格に貫くと、例えば特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公開されてしまった場合、当該発明については、特許を受けることができなくなるなど、かえって産業の発達に寄与するという特許法の趣旨に反する場合がある。そこで、同法第30条第1項及び第2項は、特許を受ける権利を有する者の意に反して(第三者による公表等)又は特許を受ける権利を有する者の意に反して(第三者による公表等)又は特許を受ける権利を有する者の行為(学会発表や博覧会出品等)に起因して発明の新規性が喪失された場合、6月以内に特許出願を行えば例外的に新規性が喪失しなかったものとみなす旨を規定している。これは、特許制度の知識に乏しい研究者や個人発明家・中小企業等が、法の不知や本人に帰責できない事由により、特許の要件たる発明の新規性を喪失した場合に、研究者等を救済する観点から、一定の救済期間(以下「グレース・ピリオド」という。)を設けるものである。

#### (2) 改正の必要性

第四次産業革命の進展に伴い、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する中、本人以外の者による公開によって新規性を

喪失するリスクが高まっている。オープン・イノベーションの重要な担い 手となる個人発明家・中小企業や大学研究者は、必ずしも特許制度に精通 していないため、こうした者を適切に救済することで、発明を奨励するこ とが求められている。

#### 2. 改正の概要

特許法第30条第1項及び第2項が定めるグレース・ピリオドを「6月以内」から「1年以内」に改めることとした。

#### 3. 改正条文の解説

#### ◆特許法第30条

#### (発明の新規性の喪失の例外)

- 第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至った日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての<u>同項及び同条第二項</u>の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。
- 2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項 各号のいずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又 は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに 該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至つた日から 一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての<u>同項及び同</u> 条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。
- 3 · 4 (略)

(1) 特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明について(第1項)

特許を受ける権利を有する者の意に反して、第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明について、従来はグレース・ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に改めることとした。

(2) 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した発明 について (第2項)

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った発明について、従来はグレース・ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に改めることとした。

なお、特許法第30条は実用新案法(昭和34年法律第123号)に準用されているため、本改正により、考案のグレース・ピリオドについても「6月以内」から「1年以内」に改められることとなる。

#### 4. 他法の関連改正

#### ◆改正法附則第33条

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の 整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)の一部を次のよう に改正する。

第二条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定を削る。

附則第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に、「新特許法」を「第二条の規定による改正後の特許法」に改め、同項を同条とする。

特許法におけるグレース・ピリオドの延長については、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号。以下「TPP担保法」という。)」によって、既に措置されていたものである。しかしながら、TPP担保法の施行期日は、環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)が日本国について効力を生ずる日(TPP担保法附則第1条)とされていたところ、平成29年1月に米国がTPP協定からの離脱を宣言したことで、発効日が後倒しとなり、TPP担保法の施行日も予定よりも遅れることが見込まれていた。

上述の状況を受けて、グレース・ピリオドの延長については、可及的速やかにこれを措置すべく、不正競争防止法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)によって特許のグレース・ピリオドを1年以内に延長する改正を行った。これにより、改正法附則第33条にTPP担保法との調整規定を措置し、改正法によって特許のグレース・ピリオドを延長する際に、TPP担保法第2条の特許法第30条第1項及び第2項の改正規定(特許のグレース・ピリオドの延長)及びTPP担保法附則第2条第1項及び第2項の規定(特許のグレース・ピリオドの延長に関する経過措置)を削除することとした。

#### 5. 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとし (改正法附則第1条第2号)、平成30年6月9日に施行された。

#### (2) 経過措置

#### ◆改正法附則第10条

#### (発明の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十条 特許法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った 日が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施 行日」という。)の六月前の日前である発明については、第三条の 規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(附 則第十六条において「第二号新特許法」という。)第三十条第一項 及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本改正は、改正法の施行の日の6月前以降に特許法第29条第1項各号の事由(公知(第1号)、公然実施(第2号)、刊行物記載等(第3号))により新規性を喪失した発明について適用し、それ以前に当該事由によって新規性を喪失した発明については、改正前の特許法と同様、グレース・ピリオドを6月とすることとした。

よって、改正法附則第10条において、特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至った日が、施行日の6月前より前である発明については、改正後の特許法第30条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による旨を規定している。

#### ◆改正法附則第16条

#### (考案の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十六条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第三条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前の日前である考案については、同法第十一条第一項において準用する第二号新特許法第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、

特許法第30条は実用新案法の考案について準用されているため(同法第11条第1項)、考案のグレース・ピリオドに関する経過措置についても、特許と同様に措置することとした。

よって、改正法附則第16条において、実用新案法第3条第1項各号のいずれかに該当するに至った日が、施行日の6月前より前である考案については、同法第11条第1項において準用する改正後の特許法第30条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による旨を規定している。

#### Ⅱ. 意匠の新規性喪失の例外期間の延長

#### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

意匠法(昭和34年法律第125号)上、意匠登録を受けるためには新規性が必要とされる(同法第3条第1項)ことから、意匠登録出願前に公開されて新規性を失った意匠は、原則として意匠登録を受けることができない。しかし、この原則を厳格に貫くと、例えば意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意匠が公開されてしまった場合、当該意匠については、意匠登録を受けることができなくなるなど、かえって産業の発達に寄与するという意匠法の趣旨に反する場合もある。そこで、同法第4条第1項及び第2項は、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して(第三者による公表等)又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為(カタログの頒布や展示会出品等)に起因して意匠の新規性が喪失された場合、6月以内に意匠登録出願を行えば例外的に新規性が喪失しなかったものとみなす旨を規定している。

意匠法第4条第1項は、意匠が、物品の外観であるためすぐに模倣され

るおそれがあり、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して出願前に 公知になる機会が多いことに鑑み、当該事由により、意匠登録の要件たる 意匠の新規性を喪失した場合に、例外的に公知意匠となるに至らなかった ものとみなすものである。

また、同条第2項は、意匠が、試作品の展示、見本の頒布等によって売れ行きを確かめた後で初めて商品を市場に出すか否かを判断する場合があることに鑑み、本人の行為に起因して意匠の新規性を喪失した場合、デザイナー等の権利保護のため一定の救済期間を講ずるものである。

特に第2項は、意匠制度の知識に乏しいデザイナーや中小企業等においては、法の不知により自ら意匠を公開し、新規性を喪失する場合が少なからずあることから、創作者の救済という点で大きな意義を有している。

#### (2) 改正の必要性

昨今、ベンチャー企業や個人クリエイターが、製品デザインをインターネット上で公開して出資者を募るクラウドファンディングの手法が拡大しており、この場合、一定期間内に出資額が目標額に達した場合に、商品を製造・販売することが通例である。また、企業がインターネット上で製品デザインを一般に募集し、応募されたデザインを公開して投票を呼びかけ、一定数の投票を獲得したデザインについて製品化を決定することも見受けられる。これらの場合のように、デザインを公開してから一定期間経過した後に製品化を行うビジネスモデルが拡大しつつある中、デザインの公表から製品化に至るまでに長期間を要した場合、意匠のグレース・ピリオドである6月を超過し、意匠登録を受けることができないおそれがある。

また、昨今のIoTの普及により、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する反面、情報管理が困難となり、本人以外の者による公開によって意匠の新規性を喪失するリスクも高まっている。

さらに、諸外国における意匠のグレース・ピリオドは、米国、欧州、韓国及びシンガポールが1年であり、国際調和の観点からは、我が国の意匠

のグレース・ピリオドについても1年とすることが望ましい。

#### 2. 改正の概要

上記の事情を踏まえて、意匠法第4条第1項及び第2項が定める意匠の グレース・ピリオドを「6月以内」から「1年以内」に改めることとした。

#### 3. 改正条文の解説

#### ◆意匠法第4条

#### (意匠の新規性の喪失の例外)

- 第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項 第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つ た日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠について の同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号 又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。
- 2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項 第一号又は第二号に該当するに至つた意匠(発明、実用新案、意匠 又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又 は第二号に該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至 つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠につい ての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とす る。

3 · 4 (略)

## (1) 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した意匠 について (第1項)

意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠について、従来、グレース・ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に改めることとした。

# (2) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した 意匠について (第2項)

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、意匠法第3条第1 項第1号又は第2号に該当するに至った意匠について、従来、グレース・ ピリオドを「6月以内」としていたが、今般の改正により「1年以内」に 改めることとした。

#### 4. 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとし (改正法附則第1条第2号)、平成30年6月9日に施行された。

#### (2) 経過措置

#### ◆改正法附則第12条

#### (意匠の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十二条 意匠法第三条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前の日前である意匠については、第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法第四条第一項及び第二項の規定にかかわら

改正法の施行の日の6月前以降に意匠法第3条第1項第1号及び第2号の事由(公知(第1号)、刊行物記載等(第2号))により新規性を喪失した意匠について適用し、それ以前に当該事由によって新規性を喪失した意匠については、改正前の意匠法と同様、グレース・ピリオドを6月とすることとした。

よって、改正法附則第12条において、意匠法第3条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至った日が、施行日の6月前より前である意匠については、改正後の意匠法第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による旨を規定することとしている。

## 第2章 インカメラ手続の拡充

#### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

特許法第105条第1項本文は、裁判所が特許権等侵害訴訟において、当事者の申立てに基づき、侵害行為の立証又は損害の計算のために必要な書類の提出を命ずることができる旨を定めている。他方、同項ただし書においては、書類の所持者が書類提出を拒むことについて「正当な理由」があるときは、裁判所が書類の提出を命じられない旨を規定しており、これを受けて同条第2項は、当該ただし書の「正当な理由」の有無を判断するために必要がある場合には、裁判所は書類の所持者にその提示をさせることができること、また、何人も当該書類の開示を請求できない旨を定めている。

このような裁判所のみが書類を実見し、判断を下す手続は、「インカメラ手続」と呼ばれており、侵害行為や損害の立証の容易化と営業秘密の保護とのバランスを図る観点から導入されている。

また、同条第3項は、書類の所持者が書類の提出を拒むことについて「正当な理由」があるかどうかについて、裁判所が書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合は、法人の代表者)又は当事者の代理人、使用人その他の従業者)、訴訟代理人又は補佐人に対して当該書類を開示できると規定している。

当該規定は、裁判所が同条第2項によるインカメラ手続において提示された書類の内容を確認した結果、当事者等の意見を聴かなければ「正当な理由」の有無を判断できない場合に、裁判所が当事者等の意見を聴くことで、その判断の参考とするよう措置されたものである。

#### (2) 改正の必要性

#### ① 証拠提出手続の強化の必要性

近年、IoTの浸透に伴って既存技術にソフトウェアによる情報処理やネットワーク技術を組み合わせた発明が増加し、また、1つの製品やサービスに膨大な件数の特許が関与することから、特許をめぐる権利関係が複雑化している。特に、ソフトウェア関連の技術は、製品から特許権の侵害の有無を判断することが難しいことに加え、侵害立証に必要な証拠が被疑侵害者側に偏在しているという特殊性がある。このような事情から、特許権者と被疑侵害者との立証負担のバランスを図る上で、被疑侵害者に証拠を提出させる手続を強化する重要性が高まっている。

#### ② 裁判所による実見の必要性

特許法第105条に規定される書類提出命令は、証拠調べの必要性があることが発令の要件とされている(特許法第105条第1項、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第181条第1項)。

一般に、特許権の侵害立証のために提出が求められる書類は、民事訴訟の書類と比較して、(i)技術的に複雑で膨大な量となる、(ii)文言や図面の解釈が主な争点となるため実際の表現の確認が重要である、(iii)他の専門訴訟の書類(医療過誤事件におけるカルテ等)と比較して類型的でない上に様々な技術分野に及ぶ、という特徴がある。

これらの特徴により、特許権者にとっては、実際の書面を見ることなく 書類を証拠として取り調べる必要性を立証することは難しく、裁判所に とっては、実際の書類を見る前に申立書の主張のみで提出の必要性を判断 することは困難な場合が多い。そのため、証拠調べの必要性が書類提出命 令発令の障壁となっているとの指摘がある。

実際、侵害立証目的の発令実績はほとんどなく(知財侵害訴訟で書類提出命令の発令の有無が判決文中で確認された事件で、51件中2件<sup>1</sup>)、また、裁判所が書類提出の必要性なしとして書類提出命令の申立てを却下する場

合は理由を明示的に示す必要がない。こうした事情から申立て自体を断念 する事例があることも踏まえると、潜在的な申立ては相当数あるものと思 料される。

こうした問題を解消すべく、裁判所が実際の書類を見てその必要性を確認し、書類提出の必要性を判断しやすくする措置を講ずる必要がある。

#### ③ 中立的な技術専門家の関与の必要性

特許権等侵害訴訟において、裁判所は書類提出命令の発令にあたり、書類の提出を拒む「正当な理由」があるかどうかを判断するために、インカメラ手続において所持者に書類を提示させることができる(特許法第105条第2項)。また、裁判所は必要に応じて申立人等の当事者等に書類を開示して意見を聴くことができる(同条第3項)。このインカメラ手続で提出される特許に関する書類は、一般民事訴訟と比較して技術的に複雑であり、専門的知見が必要な場合が多いが、現行制度上、第三者の技術専門家がインカメラ手続に関与することはできない。この点、平成16年に技術的な説明や意見をインカメラ手続で活用することを目的として、当事者等及び技術専門家を書類の開示先に加える改正が検討されたが、技術専門家の候補とされた専門委員を創設した平成15年改正民事訴訟法が未施行であったことから、技術専門家を開示先とする改正は見送られ、当事者等のみを開示先とする改正がなされている。

しかしながら、専門委員制度が一定の実績を上げている近年、研究者等の当事者がインカメラ手続で相手方の営業秘密を知得してしまうことは、その後に営業秘密を流用したと指摘されるおそれがあり問題となるため、営業秘密の保護にも留意した上で、中立的な第三者の技術専門家にも書類を開示できるようにすべきとの意見が多数寄せられている。特に、IoT時

<sup>1</sup> 知的財産戦略本部 知財紛争処理システム検討委員会 第5回会合 資料3 岡部委員 提出資料「知財訴訟における文書提出命令に関する調査・研究及び提言 |

代を迎え、技術が一層高度化することを踏まえると、技術専門家たる専門委員が証拠収集手続に参与できることが必要である。そこで、専門的な知見を活用するため、インカメラ手続の開示先として、秘密保持義務を課された中立的な第三者の技術専門家たる専門委員を追加する措置を講ずる必要がある。

#### 2. 改正の概要

#### (1) 書類提出の必要性を判断するためのインカメラ手続の導入

特許法第105条において、裁判所がインカメラ手続で実際に書類を見た後、書類提出の必要性を判断できる規定を設けた。あわせて、同条第4項(改正後第5項)で準用される検証物提示命令についても同様の手当を行った。

#### (2) インカメラ手続に専門委員が関与する制度の導入

特許法第105条の書類提出命令に係るインカメラ手続において、裁判官が、秘密保持義務を課された技術専門家である民事訴訟法上の専門委員の説明を聴くことができる規定を新設した。あわせて、同条第4項(改正後第5項)で準用される検証物提示命令についても同様の手当を行った。

#### 3. 改正条文の解説

#### (1) 書類提出の必要性を判断するためのインカメラ手続の導入

#### ◆特許法第105条

#### (書類の提出等)

#### 第百五条 (略)

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当 するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどう

かの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、<u>第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書</u>に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

<u>4</u>・<u>5</u> (略)

#### ① 必要性判断に係るインカメラ手続の導入 (第2項)

特許法第105条第2項は、裁判所が書類の所持者にインカメラ手続で書類を提出させることができる場合を規定している。従前は、同手続の利用は書類提出を拒む「正当な理由」の判断に限られていたが、今般の改正により、裁判所が侵害行為の立証又は損害額の計算のために必要な書類であるかどうかを判断するため必要があると認めるときにも、書類を提出させることができることとした。

これまで裁判所は、当事者等によって提出された申立書等によって書類 提出の必要性を判断していたが、今般の改正により、インカメラ手続を経 て書類を実見した上でこれを判断できるようになる。

この措置により、裁判所が書類提出命令の要否を判断しやすい環境が整 うとともに、審理に対する当事者の納得感が向上することが期待される。

なお、裁判所が証拠調べの必要性がないと判断して申立てを却下した場合、この判断は即時抗告による不服申立ての対象とはならないと解されて

いるが(最判平成12年3月10日民集54巻3号1073頁)、これは裁判所がインカメラ手続を経た上でその判断を行った場合も同様であると考えられる。

#### ② 必要性判断に係るインカメラ手続の書類開示先(第3項)

特許法第105条第3項は、インカメラ手続において提示された書類を当事者等に開示して意見を聴くことができる旨を規定するものである。改正前は、書類提出を拒む「正当な理由」の判断に限られていたが、今般導入する必要性判断に係るインカメラ手続においても、裁判所が書類の提出の必要性を判断する際に、必要があると認めるときは、提示された書類を当事者等に開示して意見を聴くことができるようにするため、第2項と同様の改正を行っている。

#### (2) インカメラ手続に専門委員が関与する制度の導入

#### ◆特許法第105条

(書類の提出等)

第百五条 (略)

2 · 3 (略)

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、 当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定 する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 (略)

民事訴訟法には、平成15年改正によって専門委員制度(同法第1編第5章第2節第1款)が設けられている。

専門委員は、秘密保持義務が課された非常勤の裁判所職員であり、その 専門知識を活用して、争点整理等(民事訴訟法第92条の2第1項)、証拠 調べ(同条第2項)、和解(同条第3項)の手続に関与しているが、特に 専門的知見が必要とされる特許等関連訴訟において重要な役割を担ってい る。

新設の特許法第105条第4項は、裁判所が、書類提出の必要性判断又は 書類提出を拒む「正当な理由」の有無の判断のために書類を開示して専門 的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、専門委員 に対して当該書類を開示できるようにしたものである。

専門委員に書類を開示する際には、手続保障の観点から、当事者の同意 まで求めることとしている。これは、専門委員による説明は、書類提出の 必要性や、提出を拒む「正当な理由」の有無に関する裁判官の判断に影響 を与え、証拠の採否、ひいては裁判の結果を左右する可能性があり、専門 委員のインカメラ手続への関与に当たっては、当事者の意向をより手続に 反映させることが相当と考えられるためである。

専門委員の説明は、書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭で行われるか(民事訴訟法第92条の2第1項)、進行協議期日において口頭で行われることとなる(民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)第34条の2)。

#### (3) 検証物提示への準用

#### ◆特許法第105条

#### (書類の提出等)

#### 第百五条 (略)

2~4 (略)

<u>5</u> 前各項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

書類提出命令に関する規定は、侵害行為の立証又は損害の計算に必要な検証物の提示についても準用されているが、検証物についても書類と状況は同じであるため、必要性判断のインカメラ手続についても検証物を対象とした。同様に、第3項で導入した必要性判断における当事者等の意見聴取及び新設第4項の専門委員の関与についても検証にも適用されることとしている。

#### 4. 他法の関連改正

実用新案についても特許と同様、権利関係の複雑化や技術の高度化に伴う証拠収集手続の強化の必要性が高まっており、また、意匠や商標の分野においても、特に間接侵害(意匠法第38条、商標法(昭和34年法律第127号)第37条)の事件における証拠収集手続を強化するため、改正特許法第105条を実用新案法第30条、意匠法第41条及び商標法第39条で準用することとした。

また、不正競争防止法においても、特許法と同様の理由から、同じ改正 を行った(不正競争防止法第7条第3項)。

#### 5. 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で 定める日から施行する(改正法附則第1条本文)。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成30年政令第257号)により、平成31年7月1日(令和元年7月1日)とした。

#### (2) 経過措置

なし

# 第3章 中小企業の特許料等の一律減免・ 猶予制度の導入

#### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

#### 1) 料金

#### (i) 特許料

特許法第107条第1項は、特許料の納付について規定しており、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定登録日から存続期間の満了までの各年について、同項中の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない旨を定めている。

なお、産業財産権に関する行政の運営経費である特許特別会計は、収支 相償の原則に基づき、必要な費用を受益者の負担により賄うこととなって いることから、特許料は、特許行政全体の経費を支弁するように決定され ている。

# (ii) 審査請求料

特許法第195条第2項は各種手数料の納付について規定しており、別表第9号において、出願審査の請求をする者については、「1件につき16万8,600円に1請求項につき4,000円を加えた額」の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならないと規定している。

審査請求料も、特許特別会計の収支相償の原則に基づき、実費を勘案しつつ上限を法律で定めた上で、政令で具体的な額を定めることとされている。

#### (iii) 国際出願関連手数料

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号。以下「国際出願法」という。)第18条第2項は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての我が国特許庁が徴収する各種手数料について規定している。具体的には、同項の表1の項において、特許庁による国際調査を受ける国際出願をする者が納付すべき手数料として、第3欄に掲げる送付手数料(下記表の①。以下同様に記載。)及び調査手数料(②)と、第4欄に掲げる国際事務局への国際出願手数料(④)を定めている。また、表2の項において、他の国際調査機関(欧州特許庁及びシンガポール知的所有権庁)による国際調査を受ける国際出願をする者が納付すべき手数料として、第3欄に掲げる送付手数料、第4欄に掲げる他の国際調査機関に対する調査手数料及び国際事務局への国際出願手数料を定めている。さらに、表3の項において、国際予備審査の請求をする者が納付すべき手数料として、第3欄に掲げる国際予備審査手数料(③)と、第4欄に掲げる取扱手数料(⑤)を定めている。

# [国際出願関連手数料一覧]

種類	内容	受理機関	
①送付手数料	国際出願の受理、国際出願の国際事務局及び管轄国際調査機関への送付並びに受理官庁の資格において国際出願に関して行うべきその他の全ての任務の遂行に係る手数料	受理官庁	
②調査手数料	国際調査の実施並びに特許協力条約 及びその規則によって国際調査機関 に与えられたその他の全ての任務の 遂行に係る手数料	受理官庁が徴収 し、国際調査機関 へ移転	

③国際予備審査 手数料	国際予備審査の実施並びに特許協力 条約及びその規則によって国際予備 審査機関に与えられたその他の全て の任務の遂行に係る手数料	国際予備審査機関
④国際出願手数 料	WIPO国際事務局のための手数料	受理官庁が徴収 し、WIPO国際事 務局へ移転
⑤取扱手数料	WIPO国際事務局のための手数料	国際予備審査機関 が徴収し、WIPO 国際事務局へ移転

#### ② 特許料等の減免等(特許法第109条及び第195条の2)

上述の特許料について、特許法は第109条においてその減免又は猶予の 規定を措置しており、特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は 特許権者であって「資力を考慮して政令で定める要件」に該当する者が、「特 許料を納付することが困難であると認めるとき」は、政令で定めるところ により、第1年から第10年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、 又はその納付を猶予することができると規定している。

また、審査請求料については、同法第195条の2においてその減免の規定を措置しており、特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であって「資力を考慮して政令で定める要件」に該当する者が、「出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるとき」は、政令で定めるところにより、審査請求料を減免することができると規定している。

これらの規定は、資力上の制約により特許料や審査請求料が納付できないとの理由で特許権を取得できない場合には、出願人の発明を保護することができず、また、発明が保護されずそれが公開されなければ、第三者による発明の利用につながらないという点で、「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」(同法第1条)という特許法の目的が達成されないため、この状況を回避する目的で措置された規定である。

#### ③ 特許法第109条及び第195条の2の沿革

#### (i) 特許法第109条の沿革

特許料の減免・猶予規定は、昭和34年法の制定時には、減免・猶予の対象を「貧困により特許料を納付する資力がない」個人に限定していたが、平成11年改正によって対象が、「資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるとき」として、資力に乏しい法人及び個人に拡大された。その後、減免・猶予制度の対象を拡大すべく更なる要件緩和が図られ、平成23年改正によって、「資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるとき」に改められている。

#### (ii) 特許法第195条の2の沿革

審査請求料の減免規定は、昭和34年法の制定時には存在しなかったが、昭和45年の法改正により、資力のない個人発明者等のために措置された。当時、減免対象は、「貧困により…出願審査の請求の手数料を納付する資力がない」個人に限定していたが、平成11年改正によって対象が、「資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるとき」として、資力に乏しい法人及び個人に拡大された。その後、減免制度の対象を拡大すべく更なる要件緩和が図られ、平成23年改正によって、「資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるとき」に改められている。

# ④ 他法による特許料等の特例

他方で、特許法以外の各種法律においては、それぞれの法目的に応じて 特許料の減免及び猶予が認められており、例えば、中小企業のものづくり 基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号。以下「中小ものづ くり法」という。)第9条第1項は、経済産業大臣の認定を受けた特定研 究開発等認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明等について、特許料の減免又は猶予をすることができる旨を規定している。また、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号。以下「TLO法」という。)においては、第8条第1項において、特定大学技術移転事業(同法第2条第1項)の実施計画の承認を受けた事業者(以下「承認TLO」という。)が当該事業を実施するときは、特許料の減免又は猶予をすることができるとしている。これらの各種法律においては、審査請求料についても同様にその減免を措置している。

国際出願関連手数料については、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第3項が減免措置を規定している。具体的には、特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る日本語でされた国際出願をする者が、新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、国際出願法第18条第2項の規定により納付すべき手数料を減免することができるとしている。当該規定は、中小企業等が成長市場の関連技術を利用して海外展開する際に、国際出願に要する費用が大きな課題となっていることから、減免措置を講じているものである。

# [改正前の特許料等の減免・猶予措置]

根拠法	対象者	対象料金	軽減率
特許法	個人発明家(生活保護受給者、市町 村民税非課税者、所得税非課税者) 個人事業主(事業税非課税、事業開 始後10年未満)	料、特許料	1/2 (一部免除)
	法人(資本金3億円以下、法人税非 課税又は設立後10年未満、かつ他の 法人に支配されていない)		

産業技術力強化法	大学等研究者、大学等、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関、試験研究地方独立行政法人 研究開発型中小企業等		1/2
		(1~10年)	
大学等における技 術に関する研究成 果の民間事業者へ の移転の促進に関 する法律	計画承認を受けた事業者(承認 TLO)、試験研究独立行政法人から の技術移転事業を行う事業者	審 查 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
中小企業のものづ くり基盤技術の高 度化に関する法律	計画認定を受けた中小企業	審 査 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
特定多国籍企業に よる研究開発事業 等の促進に関する 特別措置法	計画認定を受けた中小企業	審 査 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
福島復興再生特別措置法	法律に規定する認定重点推進計画に 従って事業を行う中小企業	審 査 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
地域経済牽引事業 の促進による地域 の成長発展の基盤 強化に関する法律	法律に規定する承認地域経済牽引事 業を行う中小企業	審 查 請 求 料、特許料 (1~10年)	1/2
産業競争力強化法	小規模企業・中小ベンチャー	審 查 請 求 料、特許料 (1~10年)、 国際出願関 連手数料	2/3

# (2) 改正の必要性

近年、IoTの普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う「第四次産業革命」と称される変化が、国内外において

急速に進展している。これに伴い、国際競争の激化やイノベーションの加速化が急速に進展していくことが見込まれるところ、地域経済を支え、かつ経営の意思決定が早い中小・中堅企業、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業、そして高い研究能力を有する大学、高等専門学校、公的研究機関等の適切な知財に関する活動を振興することが、焦眉の課題となっている。

現状、中小企業による出願は15.3%にとどまっており(約26万件中、約4万件(2017年))、わが国の企業数の99.7%(2016年)、雇用の68.8%(2016年)、付加価値の52.9%(2015年)を占め、経済の基盤となる中小企業の知財に関する活動を重点的に支援することが産業の発達にとって不可欠となっている。また大学や承認TLOによる特許出願件数がこの10年間でほとんど変化していない(7,859件(2007年) $\rightarrow$ 7,281件(2017年))というデータが示すように、大学等の知財活用が積極的に行われている状況とは言えず、国による施策が必要とされている状況である。

上述のとおり、昨今、中小・ベンチャー企業や大学等の知財に関する活動の支援の重要性が高まりつつあるところ、特許法第109条及び第195条の2は「資力を考慮」した要件に該当する者が、「特許料(審査請求料)を納付することが困難である」ときに減免・猶予が認められると規定しているため、対象が限定的となっている。個別法による特許料等の特例についても、多くの場合、その対象は計画の認定等を取得した者のみが対象となっており、同様に対象範囲が狭い。また、計画認定に係る手間や時間に鑑みて、特例の利用を躊躇している者も存在している。

上記の現状と課題に鑑みれば、特許料等の特例の対象要件を大幅に緩和して、中小・ベンチャー企業や大学といった、高い潜在能力を有するものの、資金や人材的制約によって、必ずしも十全に知財に関する活動を実施できていない者による発明を奨励し、産業の発達に寄与せしめることが必要である。

さらに、2017年の国内外の大学によるPCT国際出願の公開件数ランキ

ングをみると、上位10校のうちに日本の大学はランクインしていない。このような現状を踏まえると、中小企業や研究機関によるPCTに基づく国際出願についても、強力に支援する必要があるといえる。

#### 2. 改正の概要

#### (1) 概要

中小企業、ベンチャー企業、大学といった高い潜在能力を有するものの、 資金や人材的制約によって、必ずしも十全な知財に関する活動を実施できていない者による発明を奨励し、産業の発達に寄与せしめるため、特許法第109条の2を新設し、「中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」に対し、第1年から第10年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる旨を規定する。同様に、同法第195条の2の2を新設し、「第109条の2第1項の政令で定める者」に対し、審査請求料を軽減し、又は免除することができる旨を規定する。

また、国際出願法に第18条の2を新設し、特許法新第109条の2の減免対象者と同様の者に対する国際出願関連手数料の減免を規定する。

# (2) 改正に伴う審査請求料の値上げ

財政法(昭和22年法律第34号)第13条第2項は、「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする」と規定しており、これに基づいて特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第2章第15節において、特許特別会計が設けられている。財政法第13条第2項に「歳入をもって歳出に充て」ると規定されている以上、特許特別会計も収支相償

の原則に基づいてその運用が行われているところ、今般の特例措置によって中小企業等への特許料等の減免・猶予措置を講ずることによって歳入の減収が見込まれる。当該減収見込額についてこれを補うべく、審査請求料の値上げを政令改正により措置する(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成31年政令第2号。以下「整備政令」という。)により、審査請求料の基本料金を 20,000円値上げし、138,000円とした。)。

#### 3. 改正条文の解説

- (1) 特許法
- ◆特許法第109条の2 (新設)

#### (特許料の減免又は猶予)

### 第百九条 (略)

- 第百九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- <u>2</u> 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者を いう。
  - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用 する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、 建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種 及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる

# 事業として営むもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用 する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第 五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業と して営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス 業 (第五号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる 事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額 以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令 で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種 に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- 九 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のもの
- 3 第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当す

#### る者をいう。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する 大学(次号において「大学」という。)の学長、副学長、学部長、 教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専 ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(同号及び第 四号において「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、 助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事す る者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第 三項に規定する大学共同利用機関法人(次号において「大学共同 利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究 に従事する者
- 二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関 法人
- 三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の 促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条第二項に規 定する承認事業者
- 四 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であつて、試験 研究に関する業務を行うもの(次号において「試験研究独立行政 法人」という。)のうち高等専門学校を設置する者以外のものと して政令で定めるもの
- 五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの(以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業

#### を行う者

- 六 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者
- 七 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政 法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地 方独立行政法人をいう。)のうち同法第六十八条第一項に規定す る公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行 うものをいう。)

#### ① 特許料の減免又は猶予

特許法第109条の2を新設し、同条第1項において、「特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」に対しては、「政令で定めるところにより、」1年目から10年目までの特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる旨を規定した。

# ② 「中小企業者」の定義(特許法新第109条の2第2項)

特許法新第109条の2第2項において、同条第1項の「中小企業者」を 定義した。

定義に当たっては、個別法の特許料等の減免規定のうち、最も広い「中小企業者」を対象としている地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資法」という。)第2条第3項を参考とし、より幅広い中小企業者に対して減免の恩恵を受けられるよう措置した。

#### ③ 「試験研究機関等」の定義(特許法新第109条の2第3項)

特許法新第109条の2第3項において、同条第1項の「試験研究機関等」 を定義した。

定義に当たっては、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条(大学等研究者等)並びにTLO法第8条(承認TLO)及び第13条(試験研究独立行政法人からの技術移転事業を行う者(以下「試験研究独法TLO」という。))を参考とし、これらの規定により減免の対象となっている者には引き続き減免の恩恵を受けさせることとした。

#### (i) 大学等研究者(第1号)

産業技術力強化法第17条第1項第1号を参考に、大学等研究者を規定した。

#### (ii) 大学等(第2号)

産業技術力強化法第17条第1項第2号を参考に、大学を設置する者又は 大学共同利用機関法人を規定した。

# (iii) 承認TLO(第3号)

TLO法第5条第2項を参考に、承認TLOを規定した。

# (iv) 試験研究独立行政法人(第4号)

産業技術力強化法第17条第1項第3号を参考に、試験研究独立行政法人 を規定した。

# (v) 試験研究独法TLO(第5号)

TLO法第13条を参考に、試験研究独法TLOを規定した。

#### (vi) 公設試験研究機関(第6号)

産業技術力強化法第17条第1項第4号を参考に、公設試験研究機関を規 定した。

#### (vii) 試験研究地方独立行政法人(第7号)

産業技術力強化法第17条第1項第5号を参考に、試験研究地方独立行政 法人を規定した。

上述のとおり、具体的な減免対象者及び減免率は政令に委任されているため、整備政令により特許法施行令(昭和 35 年政令第 16 号)を改正し、それぞれ下記のとおり規定した。

#### ◆特許法施行令第10条(新設)

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄 与の程度等を総合的に考慮して定める者)

- 第十条 特許法第百九条の二第一項の政令で定める者は、次に掲げる 者とする。
  - 一 次条第二項の申請書を提出する日(以下この条において「申請 日」という。)において、次のいずれかに該当する者(以下この 条において「中小事業者」という。)(第四号から第六号までに掲 げる者に該当する者及び当該中小事業者に対し中小事業者以外の 法人が特定支配関係を持つている場合における当該中小事業者を 除く。)
    - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造 業、建設業、運輸業その他の業種(口からトまでに掲げる業種 を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

- □ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業 に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時 使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小 売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 本 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が九百人以下の会社及び個人であつて、ゴム 製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業 として営むもの
- へ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使 用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業 として営むもの
- ト 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時 使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人であつて、旅 館業に属する事業を主たる事業として営むもの
- チ 企業組合
- <u>リ</u> <u>協業組合</u>
- ヌ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- ル 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- <u>ヲ</u> 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及 び水産加工業協同組合連合会

- ワ 森林組合及び森林組合連合会
- カ 商工組合及び商工組合連合会
- ヨ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 夕 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- レ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- 少 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律 第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。) であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する 事業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又は サービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については 百人)以下のもの
- <u>申請日において、次のいずれかに該当する中小事業者(第四号</u>から第六号までに掲げる者に該当する者を除く。)
  - イ 個人であつて、申請日の属する年の前年(申請日の属する月 が一月から三月までである場合には、前々年)において試験研 究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所得税法 施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七条第一項第二号に規 定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費 用をいう。)の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割

合をいう。以下このイにおいて同じ。)が百分の三を超えるもの(申請日において事業を開始した日以後二十七月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

- 口 法人であつて、申請日の属する事業年度の前事業年度(申請日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度) において試験研究費等比率(一事業年度における試験研究費及び開発費(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。)に対する割合をいう。以下この口において同じ。)が百分の三を超えるもの(申請日において設立の日以後二十六月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)
- ハ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法(平成十一年 法律第十八号)第二条第十五項に規定する特定補助金等を交付 された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該 事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限 る。)である場合において、当該特定補助金等を交付された者
- 二 <u>その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第九条第二項</u> <u>に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新(同法</u> 第二条第七項に規定する経営革新をいう。)のための事業(技

術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当 該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となる ものとして当該承認経営革新計画に従つて承継した特許権若し くは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経 営革新のための事業を行う者

- 本 その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十一条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓(同法第二条第九項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。)に係る事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者
- へ その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第五条第二項に規定する認定計画に従つて行われる特定研究開発等(同法第二条第三項に規定する特定研究開発等をいう。)の成果に係るもの(当該認定計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者
- 三 <u>申請日において、次のいずれかに該当する者(次号から第六号</u> までに掲げる者に該当する者を除く。)

- イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(ロにおいて「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(ロにおいて「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(ロにおいて「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者に従事する者
- <u>ロ</u> 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機 関法人
- <u>ハ</u> 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転 の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条第二項 に規定する承認事業者
- <u>二</u>独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ホにおいて同じ。)であつて、別表に掲げるもの
- 本 別表に掲げる独立行政法人における技術に関する研究成果に ついて、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許 権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特 許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専 用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行 おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者
- △ 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所 その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を 除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。) を設置する者

- ト 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)
- 四 申請日において、次のいずれかに該当する事業者 (第六号に掲 げる者に該当する者を除く。)
  - イ 常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人。ロにおいて同じ。)以下である個人
  - 口 常時使用する従業員の数が二十人以下である法人(当該法人 に対し中小事業者以外の法人が特定支配関係を持つている場合 における当該法人を除く。)
- <u>五</u> 申請日において、次のいずれかに該当する事業者(次号に掲げる者に該当する者を除く。)
  - <u>イ</u> その事業を開始した日以後十年を経過していない個人
  - 口 特定法人であつて、その設立の日以後十年を経過していない もの(以下この口において「創業特定法人」という。)(当該創業特定法人に対し特定法人以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該創業特定法人を除く。)
- 六 申請日において、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律 第二十五号)第八十三条に規定する認定重点推進計画に基づき同 法第八十一条第二項第四号に規定する福島国際研究産業都市区域 において事業を行う中小事業者(その特許発明又は発明が当該事 業の成果に係るもの(当該認定重点推進計画の期間の終了の日か ら起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合にお いて、当該事業を行う者に限る。)

#### ① 中小事業者(第1号)

地域未来投資法第2条第3項に規定する「中小企業者」を基本に、「中 小事業者」を規定した。

規定に当たり、大企業の子会社である中小企業者については、親会社から資金援助を受けられる環境にあるため、特許法新第109条の2第1項に規定する資力を考慮して定める者に該当せず、また、大企業が減免制度の恩典を受ける目的で中小企業者たる子会社を設立するといった制度の濫用を防ぐ必要があることから、原則として減免対象から除くこととした。これにより、特許法施行令新第10条第1号に該当する者は、特許新第109条の2第1項に規定する「中小企業者」とは異なる者となることから、「中小事業者」と定義している。

#### ② 特定中小事業者(第2号)

上述のとおり、大企業の子会社である中小事業者は減免対象から除外したが、特に研究開発や技術開発、新事業活動を行う能力が高い者に対しては、政策的見地から、大企業の子会社であっても、例外的に減免対象とすることが望ましい。したがって、産業技術力強化法第18条及び中小ものづくり法第9条により特許料等の特例を措置している下記に掲げる者については、大企業の子会社であっても減免対象とすることとした。

- (i) 試験研究費等比率が3%を超える中小事業者
- (ii) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。) の特定補助金等を交付された中小事業者
- (iii) 経営強化法の承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業を行う中小企業者
- (iv) 経営強化法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う中小事業者
- (v) 中小ものづくり法の認定を受けた特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等を行う中小事業者

#### ③ 試験研究機関等(第3号)

特許法新第109条の2第3項に規定した「試験研究機関等」を改めて規定した。なお、試験研究機関等を規定する際に参考とした産業技術力強化法第17条に規定する減免対象者に対しては、産業技術力強化法施行令(平成12年政令第206号)第1条の2により、その試験研究機関等に所属する研究者の職務発明を継承していること等の職務発明に係る要件が課されていた。しかしながら、当該要件は同法の基本理念(「国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究及び開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化する」こと(同法第3条第1項))の要請によるものであり、試験研究機関等を特許法施行令に規定して減免対象とする場合には、必ずしも当該職務発明に係る要件を課す必要はないことから、同令新第10条第3号に試験研究機関等を規定するに当たっては、当該要件は規定しないこととした。

#### ④ 小規模企業 (第4号)

小規模企業(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を営む者である場合は、5人。)以下である個人及び法人)は、その知識及び技能を活用して多様な事業を創出する能力が高い一方で、資力に乏しく、特に厚い政策的な支援が必要とされているため、小規模企業を規定することとし、特に軽減率を高くした。

# ⑤ ベンチャー企業(第5号)

ベンチャー企業(事業開始日以後10年を経過していない個人及び設立日 以後10年を経過していない法人(その事業活動を他の法人に支配されているものを除く。))は、高い成長・雇用創出能力を有する一方で、資力に乏 しく、創業・ベンチャー支援の観点から特に厚い政策的な支援が必要とさ れているため、ベンチャー企業を規定することとし、特に軽減率を高くし た。

#### ⑥ 福島復興関連中小事業者(第6号)

福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第81条が規定する重点推進計画に係る事業を行う中小事業者(以下「福島復興関連中小事業者」という。)は、研究開発及び技術開発を行う能力を有することに加え、事業対象が、医薬品、医療機器、廃炉、ロボット等の、投資額が大きく、事業化までに時間を要する分野に限定されていることから、特に厚い政策的な支援が必要とされている。したがって、特許料等の特例を規定している同法第84条を参考に、福島復興関連中小事業者を規定することとし、特に軽減率を高くした。

#### ◆特許法施行令第12条第3項から第5項まで(新設)

#### (特許料の減免)

#### 第十二条 (略)

- 2 (略)
- 3 特許庁長官は、第十条第一号から第三号までのいずれかに該当す る者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、特許法第百七 条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金 額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。
- 4 特許庁長官は、第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第 二項の申請書の提出があつたときは、特許法第百七条第一項の規定 による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に 相当する額を軽減するものとする。
- 5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請 書の提出があつたときは、特許法第百七条第一項の規定による第一 年から第十年までの各年分の特許料の金額の四分の三に相当する額 を軽減するものとする。
- 6 (略)

整備政令により特許法施行令新第12条に第3項から第5項までを新設し、上記の者に対する軽減率を規定した。

規定に当たっては、特許法第109条の「資力に乏しい者」に対する軽減率が1/2とされていることを参考に、基本の軽減率を1/2とした上で、同法新第109条の2第1項に規定する減免の考慮要素である「資力」、「研究開発及び技術開発を行う能力」、「産業の発達に対する寄与の程度」を考慮して、政策的意義の高い者に対しては、これよりも高い軽減率を定めている。

# ① 中小事業者、特定中小事業者及び試験研究機関等(特許法施行令新第 12条第3項)

基本の軽減率である1/2とした。

#### ② 小規模企業及びベンチャー企業 (特許法施行令新第12条第4項)

小規模企業及びベンチャー企業は、資力に乏しいことに加え、成長性や 多様な事業を創出する能力に秀でており、産業の発達に対する寄与の程度 が特に高いため、軽減率を2/3とした。

# ③ 福島復興関連中小事業者(特許法施行令新第12条第5項)

福島復興関連中小事業者は、資力に乏しいことに加え、政策的意義の大きい研究・技術開発を行う者に限定されており、また、事業対象の分野は特許による保護の役割が大きく、「発明の奨励による産業の発達への寄与」という特許法の法目的に鑑みれば、より手厚い政策的支援が必要であることから、軽減率を3/4とした。

#### ◆特許法第195条の2の2 (新設)

#### (出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 (略)

第百九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願 審査の請求をする者であつて、第百九条の二第一項の政令で定める 者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の 規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除 することができる。

特許法第195条の2の2を新設し、「第109条の2第1項の政令で定める者」に対しては、審査請求料を軽減し、又は免除することができる旨を規定した。

上述のとおり、具体的な減免率は政令に委任されているため、整備政令により特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号)を改正し、下記のとおり規定した。

# ◆特許法等関係手数料令第1条の4第3項から第5項まで(新設)

# (出願審査の請求の手数料の減免)

# 第一条の四 (略)

- 2 (略)
- 3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいず れかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、 第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の 手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。
- 4 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する

者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の 表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の 三分の二に相当する額を軽減するものとする。

- 5 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条 第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の 規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の四分の三に 相当する額を軽減するものとする。
- 6 (略)

審査請求料の軽減率は、特許料の場合と同様に、①中小事業者、特定中小事業者及び試験研究機関等については1/2、②小規模企業及びベンチャー企業については2/3、③福島復興関連中小事業者については3/4とした。

#### (2) 国際出願法

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条の2 (新設)

# (手数料の減免)

第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であって、中小企業者(特許法第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。)、試験研究機関等(同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。)その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

国際出願法にはこれまで国際出願関連手数料の減免規定は存在しなかったところ、同法に第18条の2を新設し、「中小企業者(特許法第109条の2第2項に規定する中小企業者をいう。)、試験研究機関等(同条第3項に規定する試験研究機関等をいう。)その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」に対し、「政令で定めるところにより、」国際出願関連手数料を軽減し、又は免除することができる旨を規定した。

なお、当該減免規定により減免される対象となる手数料は、国際出願法 第18条第2項に規定されている各種手数料のうち、受理官庁等たる日本国 特許庁に納付される送付手数料 (P.32の①)・調査手数料 (P.32の②)・国 際予備審査手数料 (P.33の③) である。

上述のとおり、具体的な減免対象者及び減免率は政令に委任されている ため、整備政令により特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行 令(昭和53年政令第291号)を改正し、それぞれ下記のとおり規定した。

◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令第3条(新設)

(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄 与の程度等を総合的に考慮して定める者)

第三条 法第十八条の二の政令で定める者は、特許法施行令(昭和 三十五年政令第十六号)第十条各号のいずれかに該当する者とする。

国際出願関連手数料の減免対象者は、特許料の減免対象者を規定した特許法施行令第10条を引用し、特許料の場合と同様に規定した。

#### ◆特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令第5条(新設)

#### (手数料の軽減)

- 第五条 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までの いずれかに該当する者から前条の申請書の提出があつたときは、第 二条第二項第一号及び第三号に掲げる手数料の金額の二分の一に相 当する額を軽減するものとする。
- 2 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する 者から前条の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及 び第三号に掲げる手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減する ものとする。
- 3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条 の申請書の提出があつたときは、第二条第二項第一号及び第三号に 掲げる手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとす る。

#### 4 (略)

国際出願関連手数料の軽減率は、特許料の場合と同様に、①中小事業者、特定中小事業者及び試験研究機関等については1/2、②小規模企業及びベンチャー企業については2/3、③福島復興関連中小事業者については3/4とした。

# 4. 他法の関連改正

# (1) 個別法の特許料等の特例の廃止

上記改正によって、特許法第109条の2第2項の「中小企業者」及び第 3項の「試験研究機関等」が個別法の特許料等の減免対象者の全てを包含 することとなるため、原則として、個別法の特許料等の特例規定を廃止し た。

◆大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条(廃止)

#### (特許料等の特例)

- 第八条 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施すると きは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法 第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数 料を軽減し、又は免除することができる。
- ◆大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第12条(存置)

# (特許料の特例等)

第十二条 国の試験研究機関であって政令で定めるもの(以下「特定 試験研究機関」という。)における技術に関する研究成果について、 当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国 有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許 権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基 づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その 他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に 対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一~三(略)

#### 2 · 3 (略)

- 4 特許法<u>(昭和三十四年第百二十一号)</u>第百七条第二項の規定は、 次に掲げる特許権であって当該認定事業者に属するものに準用す る。
  - 一 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技 術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した 特許権
  - 二 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技 術に関する研究成果に係る特許権

#### 5~8 (略)

9 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた 特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登 録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機 関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利 に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受け た特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案 権であって当該認定事業者に属するものに準用する。この場合にお いて、第四項中「特許法」(昭和三十四年法律第百二十一号) 第百七 条第二項」とあるのは「実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三 号)第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第百九十五条第四項」 とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法 第百九十五条第一項又は第二項」とあるのは「実用新案法第五十四 条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「同 条第四項しと読み替えるものとする。

# ◆大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条(廃止)

第十三条 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの(以下「試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業(以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。)を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一~三 (略)

# 2 (略)

- 3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除す

TLO法第8条は承認TLO、第13条は試験研究独法TLOに対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で試験研究機関等向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、いずれも廃止した。また、これに伴い、独立行政法人に対する同法の支援措置がなくなるところ、同法第1条の「国の試験研究機関等」は「国の試験研究機関」及び「独立行政法人」を意味していたことから、これを「国の試験研究機関」と改めた。

具体的には、TLO法第1条の「試験研究機関等」を「試験研究機関」 に改めるとともに、第8条及び第13条を削り、所要の条番号の修正を行っ た。

なお、TLO法第12条については、国の試験研究機関から権利譲渡を受けた認定TLOの特許権について、「国に属する特許権」と同様、特許法第107条第2項によって特許料の納付を免除することを規定しているものであり、TLO法第12条と特許法新第109条の2等ではその趣旨が異なるため、TLO法上に存置している。ただし、TLO法第8条を削ったことに伴い、条番号の修正等を行っている。

また、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国立大学等に帰属する特許権等は国立大学法人に承継され、従来、国立大学から権利譲渡を受けた認定TLO(以下「国立大学認定TLO」という。)に属するものとして、特許料等全額免除規定の対象であった特許権等は、以後は承認TLOに属する特許権等として、半額軽減規定の対象となることとなった。その際、承認TLOが国立大学法人から譲渡を受けた特許権等のうち、平成19年3月までの出願日を有するものについては、国立大学認定TLOと同様の免除規定を適用する旨をTLO法附則第3条に規定したが、当該規定も今般の改正とは無関係であるため、TLO法上に存置している。

#### ◆産業技術力強化法第17条 (廃止)

#### (特許料等の特例)

- 第十七条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号) 第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許 料を納付すべき者が次に掲げる者であって産業技術力の強化を図る ため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものである ときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除 し、又はその納付を猶予することができる。
  - 一 学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校(以下この条において単に「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下「大学等研究者」と総称する。)
  - 二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関 法人
  - 三 試験研究独立行政法人(独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。)
  - 四 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者

- 五 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人のうち地方独立 行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のもの であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)
- 2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が前項各号に掲げる者であって産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

#### ◆産業技術力強化法第18条 (廃止)

- 第十八条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

産業技術力強化法第17条は、大学等研究者、大学等、公設試験研究機関、 試験研究独立行政法人、地方試験研究独立行政法人、同法第18条は研究開 発型中小企業等に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、 今般の改正で中小企業者及び試験研究機関等向けの特許料及び審査請求料 の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、いずれも廃止 した。

具体的には、産業技術力強化法第17条及び第18条を削るとともに、条番号を修正するなどの所要の改正を行った。また、TLO法第12条第1項が同法第11条第1項となるため、産業技術力強化法第16条の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第12条第1項」を「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第11条第1項」に改正した。

なお、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国立大学等に係る機関に 所属する特許について、特許法第107条及び第195条における特許料及び審 査請求料の全額免除規定から、産業技術力強化法第16条(平成16年4月当 時。その後第17条に条番号を修正)における半減措置に移行した際、これ について3年間の猶予期間を設け、平成19年4月から施行する旨を産業技 術力強化法附則第3条に規定したが、当該規定は今般の改正とは無関係で あるため、産業技術力強化法上に存置している。

# ◆中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条(廃止)

# (特許料等の特例)

第九条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果 に係る発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終 了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明 を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係 る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をす る者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で 定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付す べき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

中小ものづくり法第9条は、同法の特定研究開発計画を行う中小企業者に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、同条を廃止した。

具体的には、中小ものづくり法第9条を削るとともに、条番号を修正する改正を行った。また、これに伴い、同法第14条第1項の「<u>第12条</u>の規定」を「第11条の規定」に改正した。

◆地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第21条(廃止)

# (特許法の特例)

第二十一条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許 発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して 二年以内に出願されたものに限る。)又は当該特許発明を実施する ために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは 特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法(昭和三十四年 法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年 までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行

- う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を 軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
- 2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明(承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

地域未来投資法第21条は、同法の承認地域経済牽引事業を行う中小企業 者に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で 中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特 許法に措置することから、同条を廃止した。

具体的には、地域未来投資法第21条を「削除」とする等の改正を行った。

## ◆福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号(改正)

## (重点推進計画の認定)

第八十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。)の利用、医薬品、医療機器、廃炉等(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第一条に規定する廃炉等をいう。次項第四号及び第八十六条において同じ。)、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争

力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画(以下「重点推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

- 2 (略)
- 3 前項第四号ロに掲げる事項には<u>、ロボットに係る新たな製品又は</u> 新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項 を定めることができる。
  - 一 当該事業の内容及び実施主体
  - 二 その他当該事業の実施に関し必要な事項
- 4 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらか じめ、関係市町村長(重点推進計画に<u>前項に規定する</u>事項を定めよ うとする場合にあっては、関係市町村長及び<u>同項第一号に掲げる</u>実 施主体。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 5 · 6 (略)
- 7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項(第八十三条に規定する事業、第八十五条に規定する措置又は第八十六条から第八十八条までに規定する施策に係る事項をいう。)について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。
- 8 (略)

## ◆福島復興再生特別措置法第84条(廃止)

# (特許料等の特例)

第八十四条 特許庁長官は、認定重点推進計画(第八十一条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。)に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明(当該認定重点推進計画に定められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年

以内に出願されたものに限る。)について、特許法(昭和三十四年 法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年 までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者 であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しく は免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る発明(当該認定重点推進計画に定められた同号ロの実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

福島復興再生特別措置法第84条は、同法第81条第1項によって福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画(中小企業者が行う廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するものに関する事項(事業内容や実施主体、実施期間等)に係る部分に限る。)に基づいて行う当該事業の成果に係る特許発明について、特許庁長官は、政令で定めるところにより、特許料及び審査請求料を減免等できる旨を規定していた。

今般の改正で中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号及び第84条関連の規定を削除した。

具体的には、福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号を削り、同項第2号の規定を新第3項に書き下した。また、第84条を「削除」に改正し、これに伴う技術的改正を行った。

◆特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10 条(廃止)

#### (特許料等の特例)

- 第十条 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明(当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)について、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。
  - 一 当該研究開発事業を行う中小企業者
  - 二 その特許発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等 (以下この号及び次項第二号において「従業者等」という。)がし た同条第一項に規定する職務発明(次項第二号において「職務発 明」という。)であって、契約、勤務規則その他の定めによりあ らかじめ同条第一項に規定する使用者等(以下この号及び次項第 二号において「使用者等」という。)に特許を受ける権利を承継 させることが定められている場合において、その従業者等から特 許を受ける権利を承継した使用者等
- 2 特許庁長官は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発 事業の成果に係る発明(当該認定研究開発事業計画における研究開 発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたもの に限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求 をする者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、政令で 定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付 すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができ

る。

- 一 当該研究開発事業を行う中小企業者
- 二 その発明が従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則 その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承 継させることが定められている場合において、その従業者等から 特許を受ける権利を承継した使用者等

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(以下「アジア拠点化推進法」という。)第10条は、同法の特定研究開発計画を行う中小企業者に対する特許料及び審査請求料の減免を規定していたが、今般の改正で中小企業者向けの特許料及び審査請求料の減免に関する一般的な規定を特許法に措置することから、これを廃止した。

具体的には、アジア拠点化推進法第10条を削るとともに、条番号を修正する改正を行った。また、これに伴い、同法第16条第1項の「<u>第14条</u>の規定」を「第12条の規定」に改正した。

# ◆産業競争力強化法第66条(改正)

第六十六条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者(同法第百九条の二第一項の政令で定める者を除く。次項において同じ。)であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。)をする者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者(同法第十八条の二の政令で定める者を除く。)であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項(同項の表二の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

産業競争力強化法第66条は、産業競争力の強化に資するものとして経済 産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願について、新た な産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮 して政令で定める要件に該当する者に対し、特許庁長官は、政令で定める ところにより、特許料等を減免等できる旨を規定していた。今般の改正に より、産業競争力強化法が規定する特許料の減免等の対象(「新たな産業 の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政 令で定める要件に該当する者」)の一部は、特許法に基づいて減免が受け られることとなったため、産業競争力強化法の減免対象から、特許法の減 免対象を控除する改正を行った。

具体的には、産業競争力強化法第66条第1項を改正し、特許料の減免等の対象から、特許法第109条の2第1項の政令で定める者を除いた。これにより、産業競争力強化法第66条第2項が規定する審査請求料の減免の対象からも同じ者が除かれる。

また、国際出願関連手数料の減免を規定する産業競争力強化法第66条第3項についても同様に改正し、国際出願関連手数料の減免の対象から、国際出願法第18条の2の政令で定める者を除くこととした。

産業競争力強化法に基づく減免制度は、平成25年の同法制定時、平成26年4月から平成30年3月まで(以下「集中実施期間」という。)に特許の審査請求又は国際出願を行った特許出願を対象とした時限措置として設けられた。集中実施期間の終了に伴い当該制度は終了したが、いまだ支援措置に対するニーズが大きかったことから、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)により産業競争力強化法の特許料減免が恒久措置とされた。新産業競争力強化法は平成30年7月9日から施行されているが、新特許法が施行された平成31年4月1日からは、大半の中小・ベンチャー企業は特許法に基づいて減免措置を受けられることとなった。

#### (2) 他改正事項

◆研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第22条(改正)

(国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第二十二条 国は、その委託に係る研究であって本邦法人と外国法人、 外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関(第三号において「外 国法人等」という。)とが共同して行うものの成果について、産業 技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)<u>第十七条第一項</u>に定め るところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一~三 (略)

今般の改正により、産業技術力強化法第17条及び第18条を削ることで、同法第19条が第17条となることから、同条を引用している研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号。以下「研究開発システム法」という。)第22条を改正した。

具体的には、研究開発システム法第22条の「産業技術力強化法(平成12年法律第44号) 第19条第1項」を「産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項」に改正した。

#### ◆学校教育法の一部を改正する法律附則第2条(改正)

附則

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前 における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一~九 (略)

十 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) 第百九条の二

十一~十五 (略)

<u>十六</u> 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)<u>附則第二条</u> <u>十七</u> (略)

今般の改正により、産業技術力強化法第17条を削るため、同条を引用する学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号。以下「学校教育法改正法」という。)附則第2条第15号を削る必要があった。他方、同条は助教授としての在職を准教授としての在職とみなすものであるが、今般新設する特許法新第109条の2第3項第1号が規定する准教授についても、その助教授時代の発明を減免等の対象とすべく、助教授としての在職を准教授としての在職とみなす必要があった。よって、同条を新たに学校教育法改正法附則第2条に規定した。

具体的には、学校教育法改正法附則第2条第15号を削り、号番号を修正 した上で、第10号に「特許法(昭和34年法律第121号)第109条の2」を規 定した。

#### 5. 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとした(改正法附則第1条第4号)。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成31年政令第1号)により、平成31年4月1日とした。

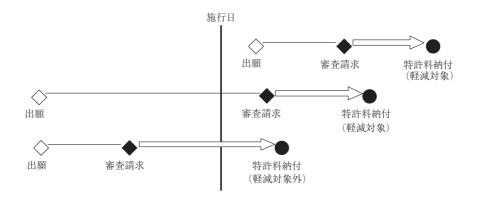
#### (2) 経過措置

#### ◆改正法附則第11条

#### (特許料の特例に関する経過措置)

第十一条 第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法第百九条の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十五条において「第四号施行日」という。)以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、第四号施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。

特許料の軽減対象は、新法施行以後に審査請求された特許出願の特許料に限ることとしている。出願日を基準にすると、出願人が減免を受けるため新法施行日まで出願を待ち他者に先願の地位を奪われるおそれがあり、また、特許査定送達の日を基準にすると、査定送達の日まで出願人が自らの出願が軽減対象となるか否かを判断することができないという不都合が生じる。これらの事情から、ユーザーの利益に鑑みて、審査請求日を基準としたものである。



#### ◆改正法附則第15条

#### (国際出願に係る手数料の特例に関する経過措置)

第十五条 第七条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の二の規定は、第四号施行日以後にする国際出願に係る手数料について適用し、第四号施行日前にした国際出願に係る手数料については、なお従前の例による

国際出願関連手数料の軽減については、改正法の施行後にする国際出願 に係る手数料に限定し、改正法の施行前にした国際出願に係る手数料につ いては、なお従前の例による旨を規定した。

# 第4章 判定制度の改善

#### 1. 改正の必要性

#### (1) 判定制度

特許法第71条第1項は「特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる」と規定しており、特許発明の技術的範囲に対して、特許庁が、判定対象の特許権の侵害の可能性について、中立的な立場から判断を示すことができる判定制度を設けている。

#### (2) 書類の閲覧制限

特許権侵害訴訟等の民事訴訟においては、秘密保護のため、訴訟記録に 関する第三者の閲覧等の制限(民事訴訟法第92条第1項第2号)等の営業 秘密を保護するための措置が講じられている。また、特許庁の特許無効審 判と延長登録無効審判等に係る書類についても、営業秘密が記載された旨 の申出があったものは閲覧制限の対象とされている(特許法第186条第1 項第3号)。

## (3) IoTの浸透に伴う判定制度の重要性の高まり

第四次産業革命の進展に伴い、IoTの浸透に伴って既存技術に情報処理やネットワーク技術を組み合わせた発明や、AIに代表される技術横断的な発明が増加し、様々な業種の企業が情報通信分野の特許を利用する機会が増加している。これにより、情報通信分野の技術的な知見に乏しい業界においては、自社の製品やサービスが、他社の情報通信関連特許を侵害しているか否かを適切に判断できる仕組みが必要となっている。

特に、ソフトウェア特許は、特許請求の範囲に記載された用語が専門的

であり、特許権侵害の有無の判断が容易ではなく、特許庁の判定に対する ニーズが高い。このように、第四次産業革命の進展により、判定制度の有 する紛争解決手段としての重要性が高まっている。

#### (4) 判定に係る書類における営業秘密の取扱

例えば、ソフトウェア関連発明に関する紛争を解決するために判定制度 を用いる場合、ソフトウェア製品自体からは得られない製造ノウハウや ソースコード等の営業秘密を含む企業情報を提出せざるを得ない場合があ る。

しかしながら、現行制度上、判定に係る書類については、営業秘密が記載された旨の申出があったとしても、閲覧制限するための明示的な規定が存在せず、提出された営業秘密が漏洩するおそれがある。

#### (5) 営業秘密の保護による判定制度の改善

上述のように営業秘密の保護が十分ではないことが、判定制度の活用を妨げる要因となっていることが考えられるところ、特にIoTの普及に伴いソフトウェア特許に関する紛争が増加するであろうことに鑑みれば、判定制度を改善することが紛争予防の一助になると考えられる。加えて、IoTの普及により、中小企業が知財をめぐる紛争に巻きこまれるケースが増大することが見込まれるところ、中小企業は知財紛争に対応するだけの経営資源やノウハウに乏しいため、中小企業の知財紛争を簡易・迅速・低廉に処理するための制度として、判定制度の利便性の向上が必要となっている。

# 2. 改正の概要

# (1) 営業秘密を含む判定に係る書類の閲覧制限

特許法第186条第1項において、判定に係る書類であって、当事者から 保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものを閲覧制限の対象に 加える。

#### (2) 意匠法及び商標法における同旨の改正

判定については、意匠法第25条、商標法第28条にも特許法第71条と同様の規定が設けられており、かつ、書類の閲覧請求制度も、意匠法第63条、商標法第72条に特許法第186条と同様の規定が設けられている。よって、意匠法及び商標法についても、判定に係る書類であって、当事者から保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものを閲覧制限の対象に加える改正を行う。

#### 3. 改正条文の解説

- (1) 営業秘密を含む判定に係る書類の閲覧制限
- ◆特許法第186条

## (証明等の請求)

- 第百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類 の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿 のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 一 (略)
  - 二 <u>判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営</u> 業秘密が記載された旨の申出があつたもの
  - 三~六 (略)
- 2 特許庁長官は、前項第一号から第五号までに掲げる書類について、 同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、そ

の旨及びその理由を通知しなければならない。

3 · 4 (略)

特許法第186条第1項は、閲覧制限の対象とする書類を規定している。 従前は、営業秘密が記載された旨の申出があったもののうち、閲覧制限の 対象とされるものは、特許無効審判と延長登録無効審判等に係る書類に限 られていたが(旧第3号)、今般の改正により、判定に係る書類について も閲覧制限の対象とした。

なお、判定の規定(特許法第71条)は、実用新案法第26条で準用され、また、書類の閲覧請求制度の規定(特許法第186条)も、実用新案法第55条で準用されていることから、実用新案法においても、判定に係る書類であって、当事者から保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものは閲覧制限の対象に加わることとなった。

## (2) 意匠法及び商標法における同旨の改正

## ◆意匠法第63条

## (証明等の請求)

- 第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。
  - 一・二 (略)
  - 三 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六

<u>項に規定する営業秘密をいう。第五号において同じ。)が記載さ</u> れた旨の申出があつたもの

四~七 (略)

2 特許庁長官は、前項第一号から<u>第六号</u>までに掲げる書類、ひな形 又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひ な形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しな ければならない。

3 · 4 (略)

判定制度(特許法第71条)は、意匠法第25条に同様の規定が設けられており、かつ、書類の閲覧請求制度(特許法第186条)も、意匠法第63条に同様の規定が設けられている。よって、意匠法においても、判定に係る書類であって、当事者から保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものを閲覧制限の対象に加える。

## ◆商標法第72条

## (証明等の請求)

- 第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録 に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類若しくは第五 条第四項の物件の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープ をもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付 を請求することができる。ただし、次に掲げる書類又は同項の物件 については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるとき は、この限りでない。
  - 一 第四十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場合を 含む。)、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第 一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二(第六十八条第

四項において準用する場合を含む。)の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。次号において同じ。)が記載された旨の申出があつたもの

三 <u>判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営</u> 業秘密が記載された旨の申出があつたもの

# 三・四 (略)

2 特許庁長官は、前項第一号<u>から第三号</u>までに掲げる書類について、 同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、そ の旨及びその理由を通知しなければならない。

#### 3 · 4 (略)

判定制度(特許法第71条)は、商標法第28条に同様の規定が設けられており、かつ、書類の閲覧請求制度(特許法第186条)も、商標法第72条に同様の規定が設けられている。よって、商標法においても、判定に係る書類であって、当事者から保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものを閲覧制限の対象に加える。

## 4. 施行期日及び経過措置

## (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で 定める日から施行することとした(改正法附則第1条本文)。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、平成31年7月1日(令和元年7月1日)とした。

# (2) 経過措置

なし

# 第5章 意匠における優先権書類の電子的 交換制度の導入

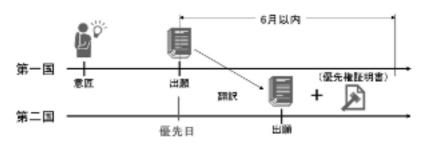
### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

意匠法第15条第1項で準用される特許法第43条には、パリ条約(以下「パリ条約」という。)に基づいて優先権を主張する場合の手続が規定されている。

意匠に関する優先権とは、パリ条約に加盟しているある国(第一国)において意匠登録出願をした者が、当該出願に係る意匠と同一の意匠について他のパリ条約の加盟国(第二国)に出願をする場合、第一国の出願日から第二国の出願日までの期間が6月以内である場合に限り、第二国への出願を第一国への出願の日においてしたのと同じように取り扱うべきことを主張する権利である。

優先権の主張をした者は、所定の期間内に必要事項を記載した書面(以下「優先権書類」という。)を提出すべきことが規定されている(特許法第43条第2項)。



※第一国への出版日から8月以内に第二国に出願し、 所定の期間内に優先權証明書を提出すれば、 第二国への出願を第一国への出願の日において したのと同じように取り扱う。

#### (2) 改正の必要性

現在、意匠に係る優先権書類は紙媒体で取り扱われているところ、これを電子的に取扱うことにすれば、出願人及び我が国特許庁の手続負担が大幅に軽減される。

特許分野については、世界知的所有権機関(WIPO)が提供するデジタル・アクセス・サービス(Digital Access Service、DAS)システムを介した優先権書類の電子的交換の制度が、平成21年より米国や韓国とともに導入され、以後徐々に導入国が増加し、既に定着している。

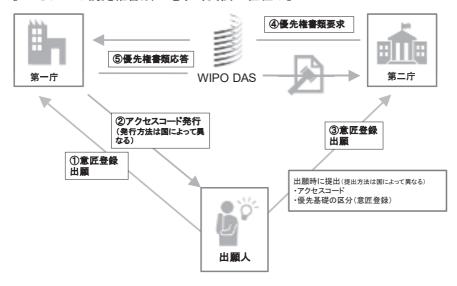
一方、意匠分野については、平成21年当時のDASの導入国はスペインのみだったが、その後中国、インドが導入し、また、平成28年に世界の約9割の意匠登録出願を受理する我が国特許庁、米国特許商標庁、欧州連合知的財産庁、韓国特許庁及び中国国家知識産権局の五庁間において、意匠分野で協力して取り組む旨の共同声明が採択された。当該声明を受けて、各庁におけるDASの導入可能性調査が本格的に開始された結果、米国と韓国がDASを導入したことから、我が国においても、DASを導入するための法的措置を講ずることとした。

# 2. 改正の概要

出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、特許の出願手続において既に導入されている優先権書類の電子的交換を意匠分野においても可能とした(意匠法第15条第1項及び第60条の10)。

具体的な手続としては、まず、出願人は、第一国官庁に出願を行い、第一国官庁から発行されるアクセスコード等を第二国官庁への出願の際に提出する。その後、アクセスコード等を受領した第二国官庁はWIPOを通じて第一国官庁に優先権書類を要求し、その後、第一国官庁から第二国官庁へDASを介して優先権書類が電子的に送付されることとなる。

#### [DASによる優先権書類の電子的交換の仕組み]



## 3. 改正条文の解説

## ◆意匠法第15条

# (特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条 (共同出願)、第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項 (パリ条約による優先権主張の手続)並びに第四十三条の三 (パリ条約の例による優先権主張)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」

とあるのは<u>「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」</u>と、同法 第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読 み替えるものとする。

2 · 3 (略)

意匠法第15条第1項において特許法第43条第5項を準用し、「パリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関」と我が国特許庁との間で優先権書類を電子的に交換できる場合、優先権を主張した者が、法定期間内に優先権書類の電子的交換をするために必要な事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときには、当該優先権書類を提出したものとみなすこととした。

また、既に読み替えて準用している特許法第43条第8項の「第二項に規定する書類」に「第五項に規定する書面」を加えるとともに、これに伴う技術的な規定の整備を行った。

## ◆意匠法第60条の10

# (パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

- 第六十条の十 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から<u>第五項</u>まで、第八項及び第九項(第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。
- 2 特許法第四十三条第二項から<u>第五項</u>まで、第八項及び第九項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは「経済産業省令で定める期間内」と、同条第八項中「第六項の規定によ

る通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類<u>又は第五項</u> <u>に規定する書面</u>を提出する者」と、「前項」とあるのは<u>「第二項」と、</u> 「第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

国際意匠登録出願(意匠の国際登録制度<sup>1</sup>に基づく国際出願であって、 我が国の意匠登録出願とみなされたもの)の優先権書類提出手続の特例に ついて定める意匠法第60条の10第2項においても、同様の改正を行った。

#### 4. 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした(改正法附則第1条第5号)。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和元年政令第13号)により、令和2年1月1日とした。

## (2) 経過措置

# ◆改正法附則第13条

(電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続に関する経 過措置)

第十三条 第四条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の規

<sup>1</sup> 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく、世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局に国際出願手続を行うことで複数の締約国に同時に意匠登録出願した場合と同様の効果が得られる制度。

定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

今般の改正により、パリ条約に基づく意匠登録出願及び国際意匠登録出願の優先権書類について、その電子的交換が可能となるが、当該電子的交換は、改正法の施行後になされる意匠登録出願について適用し、施行前の意匠登録出願については、改正前と同様に書面による提出のみを認めることとした。

具体的には、新意匠法第15条第1項及び第60条の10の規定は、改正法の施行後にする意匠登録出願について適用し、改正法の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による旨を規定した。

# 第6章 商標における分割出願の要件強化

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

商標法第10条は商標登録出願の分割について定めており、同条第1項は 二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願(親出 願)の一部を、一又は二以上の新たな商標登録出願(子出願)とすること ができる旨を規定している。

本規定は、一部の指定商品又は指定役務に拒絶理由が存在する場合に、 当該指定商品又は指定役務を切り離して新たな商標登録出願とし、もとの 商標登録出願の早期権利化を図るためなどに用いられる。

### (2) 改正の必要性

## ① 分割出願制度の課題

商標登録出願の分割を行う場合、商標法第10条第2項の規定により子出願の出願日が親出願の出願日に遡及するという効果が生じ、出願人は他の商標登録出願の出願人(親出願の出願日からみて後願であり、かつ、子出願の遡及前の出願日からみて先願に当たる他の商標登録出願の出願人)に対して、先願の地位を確保できるという利益を受ける。同時に、他の商標登録出願の出願人からすれば、自身の商標登録出願により生じた権利について、一定の制約を受けるといえる。他方、商標法の規定上、出願手数料が納付されなかった場合でも、出願の受理自体を行わないことは予定されておらず、まず同法第77条第2項で準用される特許法第17条第3項第3号によって特許庁長官が補正命令を発令し、それでもなお出願手数料が納付されなかったときは、商標法第77条第2項で準用される特許法第18条第1

項によってその商標登録出願を却下している。

上述のとおり、出願日の遡及の利益と他の商標登録出願人に対する制約が生じることに鑑みれば、商標登録出願の分割をしようとする者が親出願の出願手数料の納付義務を果たしていない場合にもこれを認めることは適切ではない。そこで、商標登録出願の分割には、親出願の出願手数料の納付について一定の要件を課すことが必要である。

#### ② 商標以外の産業財産権法との関係

出願の分割及び出願日の遡及の規定は、特許法(第44条)、実用新案法(第11条)及び意匠法(第10条の2)にも存在し、いずれも先願の地位確保の利益を付与している。

権利取得を目的として発明、考案及び意匠を出願するためには、これらを出願人が新たに考え出す必要があるため、実際にこれらを実施している者の出願が第三者の出願より後になることが稀である。一方、商標については公表されている世間一般の文字や図形等を調査することにより、誰でも容易に出願が可能であるため、特許や意匠に比べ、実際に使用している者の出願が第三者の出願より後になり、その後、出願の分割により先願の地位が確保される可能性が高い。

こうした事情に鑑みれば、分割出願手続の適正化が特に必要な商標法においては、先願の地位確保の利益を受けるための要件を設けることが適当である。

## 2. 改正の概要

商標登録出願の分割により、出願日の遡及の利益と他の商標登録出願人に対する制約が生じることに鑑み、商標法第10条第1項が規定する商標登録出願の分割要件に親出願の出願手数料を納付することを追加し、当該要件を満たしていない商標登録出願については、適法な出願の分割とは認めないこととする。

#### 3. 改正条文の解説

#### ◆商標法第10条

#### (商標登録出願の分割)

第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審 に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の 審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であつて、かつ、当 該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき 手数料を納付している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商 品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな 商標登録出願とすることができる。

2 · 3 (略)

商標法第10条第1項が規定する商標登録出願の分割要件に、親出願の出願手数料を納付することを追加する。今般の改正により、当該要件を満たしていない子出願については、適法な出願の分割とは認められず、出願日が親出願をした日に遡及しないこととなる。

なお、本改正は、当該要件を満たしていない子出願に出願日の遡及という利益を認めないだけであり、当該要件を満たしていない子出願については、商標法第10条の規定が適用されず、親出願とは別個の商標登録出願として扱われることとなるため、実際に出願された日が出願日となる。

## 4. 施行期日及び経過措置

## (1) 施行期日

改正法の公布の目から起算して10日を経過した日から施行することとし

(改正法附則第1条第2号)、平成30年6月9日に施行された。

#### (2) 経過措置

#### ◆改正法附則第14条

#### (商標法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第五条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の商標法(以下この条において「新商標法」という。)第十条第一項(商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、第二号施行日以後にする新商標法第十条第一項の新たな商標登録出願について適用する。

商標登録出願の分割について、改正法の施行前後における規定の適用関係を明確にするため、経過措置を設けることとした。

具体的には、改正法の施行前にした子出願については、改正後の商標法 第10条の規定を適用せず、なお従前の例によることとした。

他方、改正法の施行前に出願した親出願をもとに出願の分割をしようとする場合であっても、改正法の施行後に子出願をする場合には、改正法の規定が適用されるため、親出願の出願手数料を納付しなければならないことに注意が必要である。

# 第7章 クレジットカードを利用した特許 料等納付制度の導入

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

特許料等及び手数料の納付方法については、特許印紙(特許法第107条第5項)、特許印紙予納(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「手続特例法」という。)第14条及び第15条)、現金納付(特許法第107条第5項並びに工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号。以下「現金省令」という。)第1条、第2条、第5条第1項及び第6条)、電子現金納付(特許法第107条第5項、現金省令第1条、第2条、第5条第1項及び第6条並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号。以下「手続特例法省令」という。)第41条の8及び第41条の9)及び口座振替(手続特例法第15条の2、現金省令第1条、第2条、第5条第1項及び第6条並びに手続特例法省令第41条の8及び第41条の9)が認められているが、クレジットカードによる納付は認められていない。

# (2) 改正の必要性

我が国の地方税や国民年金等の支払における決済方法においてクレジットカードの利用が進展していること、また、海外の知的財産庁(米国、韓国等)においては、特許料等及び手数料についてクレジットカード納付を認めていることに鑑み、出願人等の利便性向上の観点から、特許料等及び手数料のクレジットカードによる納付制度を導入することとした。

#### 2. 改正の概要

特許料等及び手数料について、出願人等からの申出により、クレジットカードによる納付を可能とするため、手続特例法にクレジットカードによる納付に係る規定を新設した(同法第15条の3)。また、出願人等から委任を受けた代理人による手続についてもクレジットカードによる納付を可能とするため、必要な読み替え規定を定めた(同法第16条)。

## 3. 改正条文の解説

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第15条の3 (新設)

#### (指定立替納付者による納付)

- 第十五条の三 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの(次項及び次条において「指定立替納付者」という。)をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出(電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その 他必要な事項は、経済産業省令で定める。

#### (1) 手続特例法に根拠規定を置く必要性

特許料等及び手数料の納付については、特許法第107条第5項及び第195条第8項等の規定により、特許印紙又は現金をもって納付すべきものとされており、提出書面に特許印紙又は現金の場合は納付済証を貼付する、いわゆる同時納の方法により行われている。

他方、電子情報処理組織(手続特例法第2条第1項)を用いた手続については、このような印紙等を貼付する方法による納付は不可能であるため、特別法である手続特例法において特許印紙納付の特例として予納制度を導入している。

また、口座振替による納付のように、直接金銭の収受が生じない納付についても現金による納付と位置付け、料金納付の特殊な形態である電子手続を行うものとして、手続特例法上に根拠規定を定めている。

今般導入するクレジットカードによる特許料等及び手数料の納付制度は、クレジットカード会社が本来手続をすべき者に代わり、特許料等及び手数料を国に立て替えて納付する仕組みである。クレジットカード会社から国庫への納付に当たっては、前述した口座振替による納付と同様に同時納を実現する観点から、電子情報処理組織を使用した手続に限定したため、手続特例法に根拠規定を置くこととした。

# (2) 手続特例法第15条の3第1項の規定ぶり

手続特例法第15条の3第1項において、特許料等及び手数料のクレジットカード納付においては、クレジットカード会社が本来手続をすべき者に代わり特許料等及び手数料を国に立て替えて納付するという整理のもと、クレジットカード会社を「指定立替納付者」として指定して、特許出願等の手続に際し本来手続をすべき者が特許庁長官に対して、特許料等及び手数料を当該指定立替納付者に立て替えて納付させることを希望する旨を申し出ることができる旨の規定を整備することとした。

なお、指定立替納付者の要件については、国民年金や国税とは異なり、

強制徴収という概念は存在せず、料金が未納であれば権利を取得できないのみであること、また、クレジットカード会社からの納付に際しては同時納の担保のため、特許庁への納付方法を口座振替に限定するといった具体的な手続方法も要件とする必要があることから、経済産業省令に規定することとした。

また、今般導入するクレジットカードによる特許料等及び手数料の納付制度は、ユーザーの利便性向上のみを目的としたものではなく、特許庁による特許料等及び手数料の収納事務の簡素化等、行政事務の効率化をも目的としたものである。クレジットカードによる納付が進展することで、特許印紙による納付に比して収納事務のシステム化による効率化や納付に要する手数料負担の軽減等、特許庁における料金収納上のメリットも大きい。

これら行政事務の効率化の観点からは、市中全てのクレジットカードの利用を認めることはできず、一定の条件が揃った場合に限りその利用を認めることとする必要がある。この趣旨を条文上明らかにすべく、手続特例法新第15条の3第1項において、「特許庁長官は、…その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。」と規定することとした。なお、申出を受けることができない場合には、利用者のクレジットカードの利用限度額が超過している場合や、セキュリティの確立していないクレジットカードの利用の場合等が該当する。

# (3) 手続特例法新第15条の3第2項の規定ぶり

手続特例法新第15条の3第2項において、指定立替納付者による納付の 具体的事項については、経済産業省令で定める旨を規定することとした。 具体的には、①指定立替納付者の指定の要件、②指定立替納付者の指定の 申請(事前手続)、③指定立替納付者の口座振替による納付の届出(事前 手続)、④指定立替納付者の名称等の変更の届出、⑤指定立替納付者の指 定の取消し等、⑥指定立替納付者による納付に係る返還の手続、⑦指定立 替納付者による納付に係る手続の指定、⑧指定立替納付者による納付の申 出の様式等、⑨指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信、 ⑩指定立替納付者による特許料等又は手数料の納付日の特例等を経済産業 省令に定めることとした。

上述の事項については、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部 の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(平成31年経済産業省令第12号。 以下「整備省令」という。) により、手続特例法省令に所要の規定を整備 した。

#### ◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第16条

#### (代理人への準用)

第十六条 第十四条から前条までの規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であって本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者(以下「納付者」という。)が」とあるのは「納付をした者(以下「納付者」という。)が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

手続特例法第16条は、①予納について、出願人等の委任を受けた代理人

においても、代理人の名において予納をし、その見込額から出願人等のために納付をすることができること、②口座振替による納付について、出願人等から委任を受けた代理人が、出願人等のために代理人の名において口座振替納付をすることができることを規定している。

指定立替納付者によるクレジットカード納付についても、出願人等から 委任を受けた代理人が、出願人等のために代理人の名において指定立替納 付者による納付ができることとするために、同様の措置を講じることとし た。

また、代理人が指定立替納付者によるクレジットカード納付の申出をする際に、出願人等のために行う申出である旨を明確にするための読替規定を併せて設けることとした。

#### 4. 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした(改正法附則第1条第4号)。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成31年政令第1号)により、平成31年4月1日とした。

なお、クレジットカードによる納付制度を導入するに当たっては、事前 に指定立替納付者の指定の手続等が完了していることが必要となるため、 当該指定に係る事前手続については、整備省令附則第2項に準備行為を規 定し、施行日前から実施できるよう措置した。

#### (2) 経過措置

なし

# 第8章 弁理士の業務追加

#### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来の制度

#### ① 弁理士法上の「特定不正競争」

弁理士法(平成12年法律第49号)第2条第5項は、不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争を引用する形で「特定不正競争」を規定しており、この中には、同項第4号から第9号までに掲げる営業秘密に関する不正競争のうち「技術上の秘密」に関するものが含まれる。この「特定不正競争」に係る弁理士の業務として、弁理士法は、裁判外紛争解決手続(ADR)の代理業務(同法第4条第2項第2号)及びこれについての相談業務(同項第3号)、裁判所における補佐人業務(第5条)並びに「特定不正競争」による営業上の利益の侵害に係る訴訟(特定侵害訴訟)の代理業務(第6条の2)(以下「紛争解決業務」という。)を規定している。

さらに、紛争解決業務以外の「技術上の秘密」に関する業務として、契約の締結の代理若しくは媒介又はこれらに関する相談業務(第4条第3項第1号。以下「契約業務」という。)及び技術上の情報を「技術上の秘密」として保護することに関する相談業務(同項第3号。以下「保護相談業務」という。)を規定している。

## ② 弁理士の業務

弁理士法第4条は弁理士の業務一般を規定しており、同条第1項で弁理士という資格者のみが実施できる業務を、同条第2項で他士業(通関業者、弁護士)の専権業務の一部について弁理士法の規定により弁理士も実施可能となる業務を、同条第3項で業務実施自体は資格者に限定されないが、

「弁理士」の名称をもって実施することを認めるもの(以下「標榜業務」 という。)をそれぞれ規定している。

標榜業務としては、特許庁等に未だ出願等の手続が係属していない発明、 考案、意匠若しくは商標、回路配置又は事業活動に有用な技術上の情報の 保護に関する相談に応ずる業務(同項第3号)等が規定されている。

#### (2) 改正の必要性

#### ① 「データ」関連業務の追加

不正競争防止法の改正により、業として特定の者に対して提供される一定のデータ(以下「限定提供データ」という。)が新たに同法の保護対象とされ、限定提供データに関する不正取得等が新たに不正競争として規定された。

技術上の情報を営業秘密又は限定提供データのいずれで保護するかは、 その情報を秘密として管理し内部でのみ利用するか、そうではなく外部提 供を予定しているかなど、情報の利用態様により判断される。また、限定 提供データに係る不正競争の行為態様は、営業秘密に関する不正競争の行 為態様と同様であるほか、措置される救済措置も同様である。

これに鑑みれば、企業が情報の保護について外部人材に依頼するに当たっては、その情報を営業秘密又は限定提供データのいずれで保護するかといった保護形態の在り方も含め依頼することとなる。また、当初は営業秘密として保護していた情報を、後に限定提供データとして活用していたところ、その情報が不正利用された場合、その客体が営業秘密又は限定提供データであるかによって、訴訟上外部人材が関与できるか否かの扱いが変わることは当事者にとって不都合である。

したがって、既に「技術上の秘密」に係る不正競争に関与することができる弁理士が、限定提供データのうち「技術上のデータ」に係る不正競争についても関与できるようにすることが必要である。

#### ② 「標準 | 関連業務の追加

第四次産業革命の進展に伴い、分析可能なデータ量の飛躍的増大に伴う データの利活用の促進や、戦略的な市場確保の観点から知財戦略と標準化 戦略の一体化が、我が国の産業政策の重点分野となっている。

こうした中、自社内に専門的な人材を抱えることが困難な企業からは、知的財産に関する専門家である弁理士が、その企業の標準化活動を支えることが期待されている。具体的には、弁理士に、知的財産及び標準に係る戦略の策定に関する相談に応じることや、例えば、企業からの標準規格提案の作成を支援する、利害関係者との交渉の際に妥協点を企業へ提案するといった形で、企業による標準規格の案の作成へ関与し又は企業からの相談に応じることが期待されている。

企業による標準規格の案の作成へ関与し、又は企業からの相談に応じるといった業務(以下「標準関連業務」という。)は、一般に誰もが自由に行うことができる業務である。そのため、改正前の弁理士法の下においても、弁理士は、こうした標準関連業務を行うことはできる。しかしながら、知的財産及び標準に係る戦略は、その企業の事業戦略とも密接に関連するものであるため、企業が安心して弁理士に標準関連業務を依頼するに際しては、企業秘密が漏えいしたり、ライバル企業が有利な取扱いを受けたりするような事態を防止する措置を講ずる必要がある。そこで、標準関連業務を弁理士法に明確に位置付け、秘密保持義務や利益相反に該当する業務を行い得ない事件等の弁理士法の各規定の適用対象となることを明確にすることが必要である。

# 2. 改正の概要

# (1) 「データ」関連業務の追加

「技術上の秘密」を対象としている保護相談業務、契約業務及び紛争解 決業務について、その対象に、限定提供データのうち「技術上のデータ」 を追加することとした。

#### (2) 「標準 | 関連業務の追加

弁理士が、その名称と責務の下で、規格の案の作成に関与し、又は企業からの相談に応ずることができるよう、標準関連業務を標榜業務として弁理士法に規定することとした。

## 3. 改正条文の解説

## (1) 「データ | 関連業務の追加

#### ◆弁理士法第2条

(定義)

#### 第二条 (略)

2~4 (略)

5 この法律で「特定不正競争」とは、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項に規定する不正競争であって、同項第一号から第十六号まで及び第十九号から第二十二号までに掲げるもの(同項第四号から第九号までに掲げるものにあっては技術上の秘密(同条第六項に規定する営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)に関するものに限り、同条第一項第十一号から第十六号までに掲げるものにあっては技術上のデータ(同条第七項に規定する限定提供データのうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)に関するものに限り、同条第一項第二十号に掲げるものにあっては商標に関するものに限り、同項第二十一号に掲げるものにあっては特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密若しくは技術上のデータについての虚偽の事実に関するものに限る。)をいう。

#### 6 · 7 (略)

「技術上の秘密」に関する不正競争に加え、「技術上のデータ」に関する 不正競争を「特定不正競争」として規定した。これにより、「技術上のデータ」に関する紛争解決業務が弁理士の業務に追加されることとなる。

#### ◆弁理士法第4条

#### (業務)

#### 第四条 (略)

- 2 (略)
- 3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、 他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることがで きる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されて いる事項については、この限りでない。
  - 一 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。
  - 二 (略)
  - 三 発明、考案、意匠若しくは商標(これらに関する手続であって 既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。)、回路配置(既 に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の 申請に係るものを除く。)又は事業活動に有用な技術上の情報(<u>技</u> 術上の秘密及び技術上のデータを除く。)の保護に関する相談に 応ずること。

## 四 (略)

弁理士法第4条第3項第1号に「技術上のデータ」を規定し、「技術上の秘密」と同様に契約業務の対象とした。

また、同項第3号の保護相談業務に「技術上のデータ」を規定し、事業活動に有用な技術上の情報について、「技術上の秘密」としてだけなく「技術上のデータ」としても保護することができるよう、対象となる保護手段の選択肢を拡充した。なお、同号の保護相談業務には、当初は「技術上の秘密」として保護していた情報について、後に外部提供を予定することになった場合に、これを「技術上のデータ」として保護することも含む。

## (2) 「標準 | 関連業務の追加

## ◆弁理十法第4条

(業務)

#### 第四条 (略)

- 2 (略)
- 3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、 他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることがで きる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されて いる事項については、この限りでない。

一~三 (略)

四 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若 しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大 に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこ れに関する相談に応ずること。

弁理士法第4条第3項に第4号を新設し、弁理士が、その名称と責務の下で、企業による標準規格の案の作成へ関与し、又は企業からの相談に応じる業務を行うことを業とすることができる旨を規定した。これにより、

弁理士は、知的財産及び標準に係る戦略の策定に関する相談に応じるともに、当該戦略の観点で、例えば、企業からの標準規格提案の作成を支援する、利害関係者との交渉の際に妥協点を企業へ提案するといった形で、企業による標準規格の案の作成へ関与し、又は企業からの相談に応じる業務を行うことができることが明確になった。

弁理士の業務の対象とする規格については、日本産業規格(JIS)のみならず、日本農林規格(JAS)といった他の国内規格やISO等の国際規格、さらに、このような公的な標準として策定される規格のみならず、ある特定の標準の策定に関心のある企業が自発的に集まったフォーラムにおいて作成される規格も含めるよう、「日本産業規格その他の規格」としている。

なお、特許等の利用の機会の拡大に資する標準規格としては、例えば、(i)その実施のために必要な特許等を有する標準規格(標準必須特許等を有する標準規格)、(ii)特許等で保護された技術の周辺技術に関する標準規格、(iii)特許等で保護された技術に優位性がある評価基準、品質基準、試験方法等の標準規格といった形態が考えられる。

## 4. 施行期日及び経過措置

## (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で 定める日から施行することとした(改正法附則第1条本文)。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、平成31年7月1日(令和元年7月1日)とした。

#### (2) 経過措置

なし

# 条 文 索 引

特許法		特許協力条約に基づく国際出願等に する法律	こ関
第30条	12		
第105条 24、26、	27	第18条の 2	56
第109条の2	39		
第186条	79	不正競争防止法等の一部を改正する	る法
第195条の2の2	55	律附則	
意匠法		第10条	15
		第11条	75
第4条	18	第12条	19
第15条	87	第13条	89
第60条の10	88	第14条	94
第63条	80	第15条	76
		第16条	15
商標法		第33条	13
第10条	93	弁理士法	
第72条	81		
		第2条	104
工業所有権に関する手続等の特例に する法律		第 4 条 · · · · 105、	106
		福島復興再生特別措置法	
第15条の3	96		
第16条	99	第31条第3項第1号	67
		第84条	68

大学等における技術に関する研究所の民間事業者への移転の促進に関す 法律		研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等 の効率的推進等に関する法律			
第8条	59	第22条 · · · · 73			
中小企業のものづくり基盤技術の語 化に関する法律	高度	学校教育法の一部を改正する法律附則			
		第2条 74			
第9条	65				
第12条	59	特許法施行令			
第13条	61				
		第10条 44			
特定多国籍企業による研究開発事業	<b>美等</b>	第12条第3項~5項 53			
の促進に関する特別措置法					
		特許協力条約に基づく国際出願等に関			
第10条	70	する法律施行令			
産業技術力強化法		第3条 57			
		第5条 58			
第17条	63				
第18条	64	特許法等関係手数料令			
第66条	71				
		第1条の4第3項~5項 55			
地域経済牽引事業の促進による地域	或の				
成長発展の基盤強化に関する法律					
第21条	66				

## 制度改正担当者

※所属はいずれも当時のもの。特段の表記がなければ制度審議室所属。

## 【制度改正全体】

川上 敏寛 室長

佐伯 昌彦

水野 礼之

堀内 奈緒子

山本 晃司

## 【新規性喪失の例外期間の延長】

#### (特許法)

石原 徹弥 (調整課)

行武 哲太郎 (同上)

太田 良隆 (調整課審査基準室)

伊藤 真明 (同上)

長岡 真(同上)

# (意匠法)

清野 貴雄 (意匠制度企画室)

中村 遥子(同上)

## 【中小企業の特許料等の一律減免・猶予制度の導入】

岡田 直也(総務課調整班)

角田 光法(同上)

川口 雅生 (同上)

渡辺 玲奈(同上)

## 【インカメラ手続の拡充】

関 景輔

清水 裕勝

今田 富久香 ※法制専門官

## 【判定制度の改善】

高橋 克(審判課)

古田 敦浩(同上)

鹿戸 俊介(同上)

関 景輔

清水 裕勝

今田 富久香 ※法制専門官

## 【意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入】

清野 貴雄(意匠制度企画室)

中村 遥子(同上)

門奈 伸幸

二瓶 崇司

## 【商標における分割出願の要件強化】

木村 一弘 (商標制度企画室)

冨澤 武志 (同上)

根岸 克弘(同上)

目黒 潤(同上)

中村 聖(同上)

片柳 真紀(同上) ※法制専門官

北口 雄基

## 【クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入】

栗脇 康徳(会計課)

星野 英也(同上)

井原 圭子(同上)

遠藤 佑真(同上)

門奈 伸幸

二瓶 崇司

今田 富久香 ※法制専門官

# 【弁理士の業務追加】

角田 貴章(弁理士室)

森川 暢也(同上)